

# 令和5年度 石川県農業活性化協議会 第1回通常総会

日 時：令和5年6月2日（金）

14：30～

場 所：石川県農業会館6階「大会議室」

## 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 情勢報告

4. 議事録署名人選出

5. 議 事

### 議案1

令和4年度 事業報告及び収支決算について

### 議案2

令和5年度 事業計画及び収支予算について

### 議案3

令和5年度 水田収益力強化ビジョンについて

6. その他

### 報告事項1

水田園芸の推進について（石川県）

### 報告事項2

畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業（旧リノベ事業）  
の採択状況について

7. 閉 会

# 情勢報告資料

# 令和5年産に向けた水田農業の取組方針 (ver.5.12)

---

農林水産省農産局企画課

水田農業対策室

令和5年5月

# 主食用米等の令和4/5年及び令和5/6年の需給見通し(令和5年3月公表 基本指針)

【令和4/5年の主食用米等の需給見通し】

令和2年産米のコロナ影響緩和と特別対策(特別枠)を除いた場合の見直し

令和4年6月末民間在庫量	A	218	→	209	《9》
令和4年産主食用米等生産量	B	670	→	669	《1》
令和4/5年主食用米等供給量計	C=A+B	888	→	879	《9》
令和4/5年主食用米等需要量	D	691 ~ 697	→	691 ~ 697	《6》
令和5年6月末民間在庫量	E=C-D	191 ~ 197	→	182 ~ 188	《9》

平年作: 669万トン

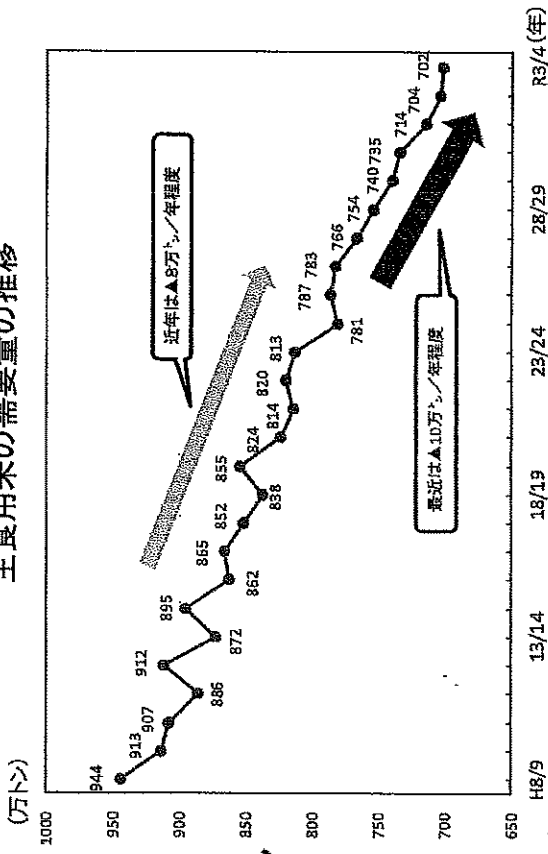
**R4年度と同程度の作付転換が必要**

【令和5/6年の主食用米等の需給見通し】

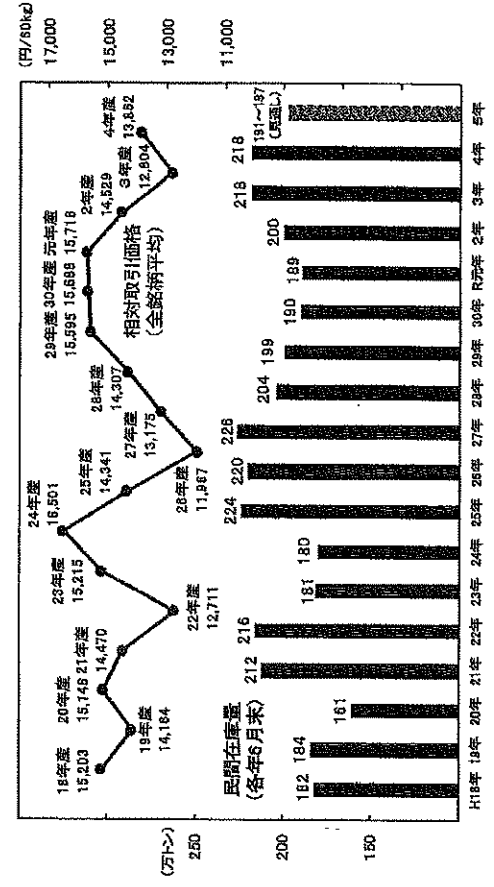
令和5年6月末民間在庫量	E	191 ~ 197
令和5年産主食用米等生産量	F	669
令和5/6年主食用米等供給量計	G=E+F	860 ~ 866
令和5/6年主食用米等需要量	H	680
令和6年6月末民間在庫量	I=G-H	180 ~ 186

注1: 主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向、コロナ影響緩和と特別対策(特別枠)の販流動向等によって、今後、変動する可能性がある。  
 注2: 欄外の記載は、コロナ影響緩和と特別対策(特別枠)に取り組み令和2年産米を除いた場合の見直しであり、《 》 番号は特別枠に係る取組数量。  
 注3: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

主食用米の需要量の推移



相対取引価格と民間在庫量の推移



注: 相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで(令和4年産は出回りから5年4月までの速報値)の通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

## 令和3年産、4年産における作付転換の状況

- 令和4年産の主食用米の作付面積は、前年比で約5.2万haの減少。
- そのうち飼料用米への転換が2.6万ha(全体の約5割)を占め、麦・大豆等の品目への転換は伸び悩み。

	主食用米	備蓄米	戦略作物等						大豆	その他 (飼料作物、そば・なたね)
			加工用米	飼料用米	WCS (稲発酵 粗飼料用)	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)	麦		
R 2 年産	136.6	3.7	4.5	7.1	4.3	0.6	0.6	9.8	8.5	10.2
	▲6.3		+0.2	+4.5	+0.1	+0.1	+0.1	+0.4	±0	±0
R 3 年産	130.3	3.6	4.8	11.6	4.4	0.8	0.7	10.2	8.5	10.2
	▲5.2		+0.2	+2.6	+0.4	+0.1	+0.1	+0.5	+0.3	▲0.3
R 4 年産	125.1	3.6	5.0	14.2	4.8	0.8	0.7	10.6	8.9	9.9

注1:加工用米及び新規需要米(飼料用米、WCS用米、米粉用米、新市場開拓用米)は取組計画の認定面積。

注2:備蓄米は地域農業再生協議会が把握した面積。

注3:麦、大豆、その他(飼料作物、そば、なたね)は地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積。(基幹作)

# 水田における作付意向について(令和5年産第1回中間的取組状況(令和5年1月末時点))①

- ・ 4年産実績との比較による各都道府県の主食用米の作付意向は、1月末時点では、減少傾向12県、前年並み35県、増加傾向0県。
- ・ 戦略作物については、麦、大豆で「前年より増加傾向」としている県が多い一方、飼料用米や加工用米では「前年並み」としている県が多い。
- ・ 農林水産省としては、各産地・生産者が、今回の公表結果を参考にして、需要に応じた生産・販売に向けた取組をより一層進めていくよう促していく。

【令和5年産米等の作付意向(前年産実績との比較、令和5年1月末時点)】

下段[ ]は前年同時期の作付意向

	戦略作物						備蓄米
	加工用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲 (稲発酵粗 飼料用稲)	麦	
前年より 増加傾向	15県 [16県]	18県 [20県]	16県 [22県]	11県 [32県]	20県 [17県]	23県 [24県]	6県 [7県]
前年並み	27県 [21県]	18県 [11県]	24県 [18県]	25県 [13県]	21県 [26県]	14県 [12県]	22県 [18県]
前年より 減少傾向	2県 [7県]	3県 [7県]	5県 [5県]	10県 [0県]	4県 [2県]	8県 [9県]	5県 [7県]

注1：令和5年産の意向(増加傾向、前年並み傾向、減少傾向)は、4年産実績との比較。  
 注2：比較している主食用米の4年産実績は、令和4年12月統計部公表の主食用作付面積。  
 注3：加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲の4年産実績は、取組計画認定面積。  
 注4：麦・大豆の4年産実績は、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。  
 注5：備蓄米の4年産実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。

# 水田における作付意向について(令和5年産第1回中間的取組状況(令和5年1月末時点))②

都道府県	主食用米										穀類作物										備蓄米	
	4年産実績		5年産意向(対前年実績)		新市場開拓用米(新田用米等)		米粉用米		飼料用米		WCS用稲(稲稈用飼料用稲)		麦		大豆		4年産実績	5年産意向(対前年実績)				
	4年産実績	5年産意向(対前年実績)	4年産実績	5年産意向(対前年実績)	4年産実績	5年産意向(対前年実績)	4年産実績	5年産意向(対前年実績)	4年産実績	5年産意向(対前年実績)	4年産実績	5年産意向(対前年実績)	4年産実績	5年産意向(対前年実績)	4年産実績	5年産意向(対前年実績)	4年産実績	5年産意向(対前年実績)				
全国計	125.1万	→	7,248	→	8,403	→	142,055	→	48,404	→	106,275	→	88,568	→	36,479	→						
北海道	82,500	→	1,359	↗	92	↗	7,094	→	900	↗	37,248	↘	19,246	↘	2,707	↘						
青森	33,900	→	293	↗	6	↗	9,085	↘	767	↗	554	↗	4,758	↗	4,513	↗						
岩手	43,700	↘	345	→	76	↘	5,830	↗	2,234	↗	3,325	↗	4,073	→	653	↘						
宮城	57,000	→	727	↗	155	↗	10,416	↘	2,672	↗	1,727	↗	10,128	↗	2,155	→						
秋田	69,100	→	380	↗	429	↗	5,279	↘	1,172	→	165	→	8,610	→	3,714	→						
山形	52,700	→	373	→	119	→	5,236	↗	1,115	→	85	↘	4,621	→	3,820	↘						
福島	51,900	→	82	↗	13	↘	12,631	→	1,078	→	291	↗	786	↘	5,408	→						
茨城	58,300	→	452	↗	59	↗	14,375	↗	603	→	4,221	↗	592	↘	207	→						
栃木	46,100	↘	44	↗	1,448	↗	15,716	↘	2,012	↗	6,855	→	635	↗	1,384	↗						
群馬	12,400	→	0	→	372	→	1,575	→	594	→	2,112	→	114	↘	111	→						
埼玉	27,400	→	45	↗	851	↗	3,771	↘	136	↗	2,050	↗	393	↗	92	→						
千葉	45,500	→	12	↗	131	↗	10,706	→	1,129	↗	435	↗	273	↘	706	→						
東京	115	→	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
神奈川	2,880	→	-	-	-	-	11	→	0	↘	3	↘	7	↘	-	-						
新潟	99,900	→	1,513	↗	2,285	↘	4,578	↘	433	↗	125	↗	3,907	↗	4,558	↗						
富山	31,300	→	383	↗	249	↗	2,149	→	457	→	3,047	→	3,751	↗	2,393	→						
石川	20,700	→	43	→	378	→	1,767	↘	109	→	1,017	↗	977	→	1,488	→						
福井	21,600	→	141	↗	192	↗	2,078	↘	121	↗	5,023	↗	108	↗	1,257	→						
山梨	4,690	→	-	-	28	→	21	↗	16	↗	63	→	101	↘	-	-						
長野	29,800	→	174	↗	24	→	512	↘	245	↘	2,552	↘	646	→	232	→						
岐阜	20,000	→	19	↘	58	→	3,712	→	252	↗	3,590	↗	365	↗	94	→						
静岡	15,000	→	1	→	6	↗	1,191	↘	317	↘	241	→	51	↘	4	→						
愛知	25,200	→	44	→	53	→	2,450	→	179	↘	5,280	↗	251	↘	165	→						
三重	25,200	→	33	→	95	→	2,497	→	284	→	6,880	→	163	↘	53	↘						

(注1) 主食用米、戦略作物及び備蓄米の「5年産意向(対前年実績)」は、4年産実績と比較し、「↑:増加傾向」「→:前年並み」「↓:減少傾向」(1%超減少)で分類。

(注2) 主食用米の「4年産実績」は、4年12月統計部公表の主食用作付面積。

(注3) 加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲の「4年産実績」は、取組計画認定面積。麦・大豆の「4年産実績」は、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。

(注4) 備蓄米の「4年産実績」は、地域農業再生協議会が把握した面積。

# 水田における作付意向について(令和5年産第1回中間的取組状況(令和5年1月末時点))③

都道府県	主食用米		穀類作物										備蓄米					
	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	加工用米	新市場開拓用米 (輸出用米等)		米粉用米		飼料用米		WCS用稲 (種完結期前用稲)		麦		大豆				
				4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)			
滋賀	27,700	→	685	→	209	↗	56	↗	2,090	→	293	↘	7,851	→	465	↗	266	↘
京都	13,400	↘	564	↗	22	↗	10	↗	140	↗	135	↗	281	↗	282	↗	-	-
大阪	4,540	↘	0	→	-	-	5	→	6	→	-	-	2	→	7	→	-	-
兵庫	32,800	→	707	→	190	→	36	↗	761	↗	940	→	1,874	↗	1,713	→	-	-
奈良	8,350	→	14	→	-	-	45	→	64	→	39	→	61	→	24	→	-	-
和歌山	5,980	→	-	-	-	-	1	→	3	↗	3	↗	4	↘	13	↘	-	-
鳥取	12,000	→	22	→	20	→	1	→	837	→	365	→	65	→	612	→	79	→
島根	16,100	↘	294	↘	2	→	6	↗	866	→	680	↗	261	↗	607	→	26	→
岡山	27,100	→	308	→	158	→	131	→	2,002	→	415	↗	1,189	↘	1,163	↘	178	→
広島	21,100	↘	351	→	25	→	129	↘	518	→	614	↗	315	↗	249	↗	4	→
山口	16,600	→	979	→	65	→	38	→	1,109	→	347	↗	703	↗	825	→	-	-
徳島	9,640	↘	20	→	40	↗	11	→	1,017	↗	227	→	54	↗	8	→	245	↗
香川	10,800	↘	47	↗	5	↗	8	↘	162	↗	172	↗	1,255	↗	60	↘	41	↘
愛媛	13,000	→	29	↗	-	-	6	→	289	↗	184	↗	432	→	344	↗	-	-
高知	10,600	→	78	→	5	↘	22	→	1,079	→	284	→	5	→	63	→	2	→
福岡	32,800	→	224	↘	9	↗	334	↗	2,482	→	1,837	↗	1,178	↗	7,806	↗	14	↗
佐賀	22,300	→	397	→	6	→	35	→	821	→	2,000	→	2,275	↘	5,474	↗	43	→
長崎	10,400	↘	7	→	5	→	5	→	121	→	1,384	→	98	↘	285	↗	-	-
熊本	30,200	↘	668	→	19	→	359	→	1,672	→	8,519	→	784	→	2,127	↗	45	→
大分	18,800	↘	114	↗	-	↗	16	→	1,802	→	2,589	→	612	↗	1,336	↘	18	→
宮崎	13,400	→	1,909	→	23	→	17	↗	687	↗	6,933	→	18	↗	221	↘	-	-
鹿児島	16,600	↘	1,432	→	1	→	14	→	835	↗	3,667	→	72	↗	325	→	-	-
沖縄	604	→	33	→	-	-	2	→	1	→	12	→	-	-	-	-	-	-

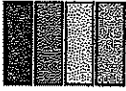
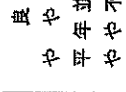
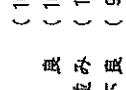
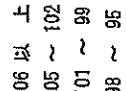
(注1) 主食用米、穀類作物及び備蓄米の「5年産意向(対前年実績)」は、4年産実績と比較し、「↗:増加傾向」「↘:減少傾向」「↔:増減1%以内」、「↖:減少傾向」「↗:増加傾向」で分類。  
 (注2) 主食用米の「4年産実績」は、4年12月統計都公表の主食用作付面積。  
 (注3) 加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲は、取組計画認定面積。麦・大豆の「4年産実績」は、地域農業再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。  
 (注4) 備蓄米の「4年産実績」は、地域農業再生協議会が把握した面積。

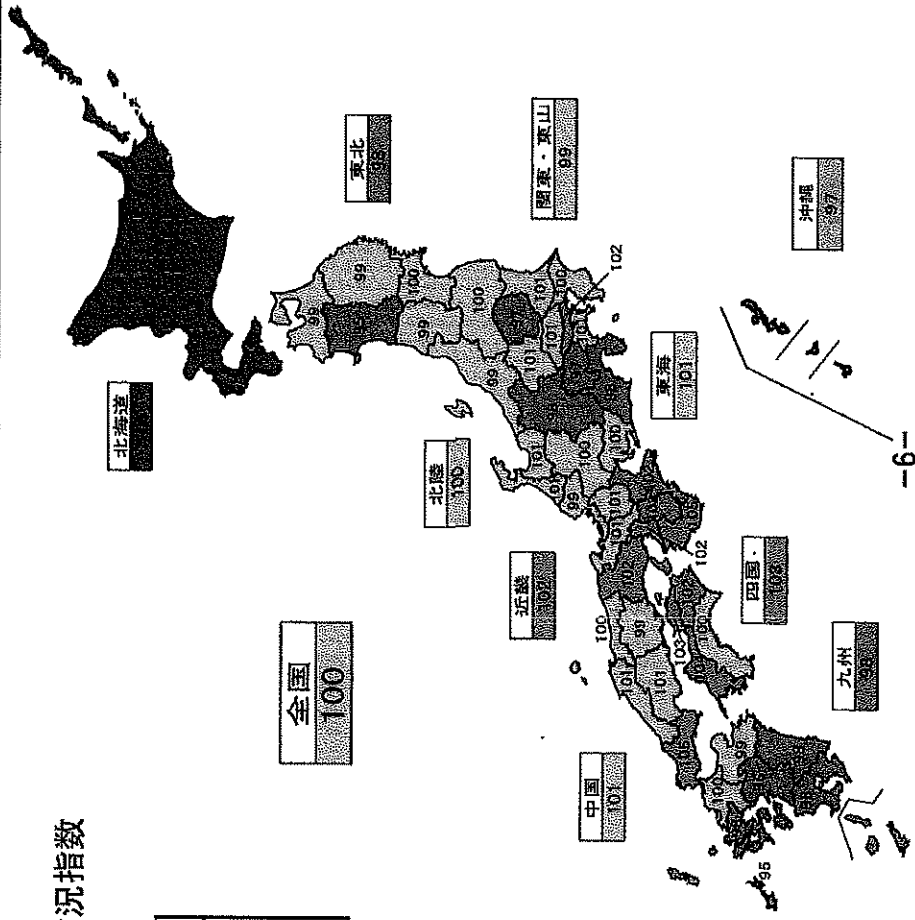


## 令和4年産水稻の収穫量

- 令和4年産水稻の作付面積（子実用）は135万5,000haで、前年産に比べ4万8,000ha減少した。うち主食用作付面積は125万1,000haで、前年産に比べ5万2,000ha減少した。
- 全国の10a当たり予想収量は536kgが見込まれる。
- 以上の結果、収穫量（子実用）は726万9,000tで、前年産に比べ29万4,000tの減少が見込まれる。このうち、主食用の収穫量は670万1,000tで、前年産に比べ30万6,000tの減少が見込まれる。
- なお、農家等が使用しているふるい目幅ベースの全国の作況指数は100となる見込み。

### 全国農業地域・都道府県別作況指数

作柄の良否（作況指数）	
	良（106以上）
	やや良（105～102）
	平年並み（101～99）
	やや不良（98～95）





# 産地別民間在庫の状況(令和5年3月)

(単位:千玄米トン)

	4年		5年		5年		5年		5年		5年	
	2月 ① (千玄米トン)	3月 ② (千玄米トン)	2月 ③ (千玄米トン)	3月 ④ (千玄米トン)	2月 ⑤ (千玄米トン)	3月 ⑥ (千玄米トン)	対前年 同月差 ④-③-① (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑤=③/① (%)	対前年 同月差 ⑦-⑥-② (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑧=⑥/② (%)	対前年 同月差 ⑦-⑥-② (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑧=⑥/② (%)
北海道	350.1	316.6	295.8	▲54.3	▲15.5%	258.7	▲47.9	▲15.1%	▲15.1%	48.3	+0.4	+0.9%
青森	131.4	118.8	125.1	▲6.3	▲4.8%	112.3	▲6.6	▲5.5%	▲5.5%	9.4	+0.6	+6.9%
岩手	149.0	136.9	131.8	▲17.3	▲11.6%	117.0	▲19.9	▲14.5%	▲14.5%	1.9	+0.5	+36.1%
宮城	200.9	187.1	172.3	▲28.6	▲14.3%	154.5	▲32.7	▲17.5%	▲17.5%	35.7	+2.1	+6.2%
秋田	250.4	222.5	205.3	▲45.1	▲18.0%	178.4	▲44.0	▲19.8%	▲19.8%	10.1	+2.6	+33.9%
山形	192.5	167.8	168.1	▲24.4	▲12.7%	155.3	▲12.5	▲7.5%	▲7.5%	2.4	+1.3	+109.8%
福島	158.3	140.3	146.9	▲11.3	▲7.2%	131.7	▲8.6	▲6.1%	▲6.1%	22.8	▲5.2	▲18.5%
茨城	114.9	100.7	116.9	+2.1	+1.8%	104.8	+4.1	+4.1%	+4.1%	23.6	▲0.9	▲3.6%
栃木	173.9	169.8	147.7	▲26.2	▲15.1%	136.6	▲38.2	▲19.6%	▲19.6%	37.5	+0.0	▲0.1%
群馬	17.0	15.7	27.0	+10.0	+58.6%	24.1	+8.4	+53.2%	+53.2%	31.6	+1.3	+4.3%
埼玉	36.1	32.9	36.0	▲0.1	▲0.4%	30.4	▲2.5	▲7.6%	▲7.6%	32.4	+4.6	+16.6%
千葉	73.2	64.0	55.4	▲17.8	▲24.3%	47.8	▲16.2	▲25.3%	▲25.3%	6.9	▲0.7	▲9.0%
東京都	0.0	0.0	0.0	+0.0	-	0.0	+0.0	-	-	14.1	▲7.7	▲35.4%
神奈川県	1.6	1.4	1.9	+0.4	+23.5%	1.8	+0.4	+25.1%	+25.1%	13.7	+4.3	+45.0%
山梨県	4.1	3.1	4.4	+0.3	+6.2%	4.0	+0.9	+29.4%	+29.4%	7.1	+0.2	+2.3%
長野県	59.6	53.8	61.1	+1.5	+2.5%	54.2	+0.4	+0.8%	+0.8%	58.8	+4.1	+7.5%
静岡県	13.1	11.4	15.2	+2.1	+16.5%	13.1	+1.8	+15.7%	+15.7%	26.8	▲0.8	▲2.8%
新潟県	215.9	187.0	220.3	+4.4	+2.1%	193.6	+6.6	+3.5%	+3.5%	8.0	▲1.0	▲11.1%
富山県	81.8	72.0	80.7	▲1.1	▲1.4%	68.9	▲3.2	▲4.4%	▲4.4%	40.2	+0.4	+1.0%
石川県	55.0	50.2	57.0	+2.0	+3.7%	51.1	+0.9	+1.8%	+1.8%	16.4	+0.5	+3.4%
福井県	48.1	41.9	44.6	▲3.5	▲7.2%	37.6	▲4.3	▲10.2%	▲10.2%	11.4	▲0.1	▲1.3%
岐阜県	26.3	24.7	29.9	+3.6	+13.5%	27.4	+2.7	+10.9%	+10.9%	22.5	+3.0	+15.3%
愛知県	32.7	28.7	34.0	+1.3	+4.1%	29.8	+1.1	+3.7%	+3.7%	0.1	▲0.1	▲36.9%
三重県	33.3	29.8	30.7	▲2.6	▲7.7%	26.4	▲3.4	▲11.4%	▲11.4%	19万ト	▲19万ト	▲7.1%
全国	299万ト	270万ト	281万ト	▲18万ト	▲6.1%	251万ト	▲48万ト	▲16.4%	▲16.4%	251万ト	▲19万ト	▲7.1%

資料:農林産省「米穀の取引に関する報告」

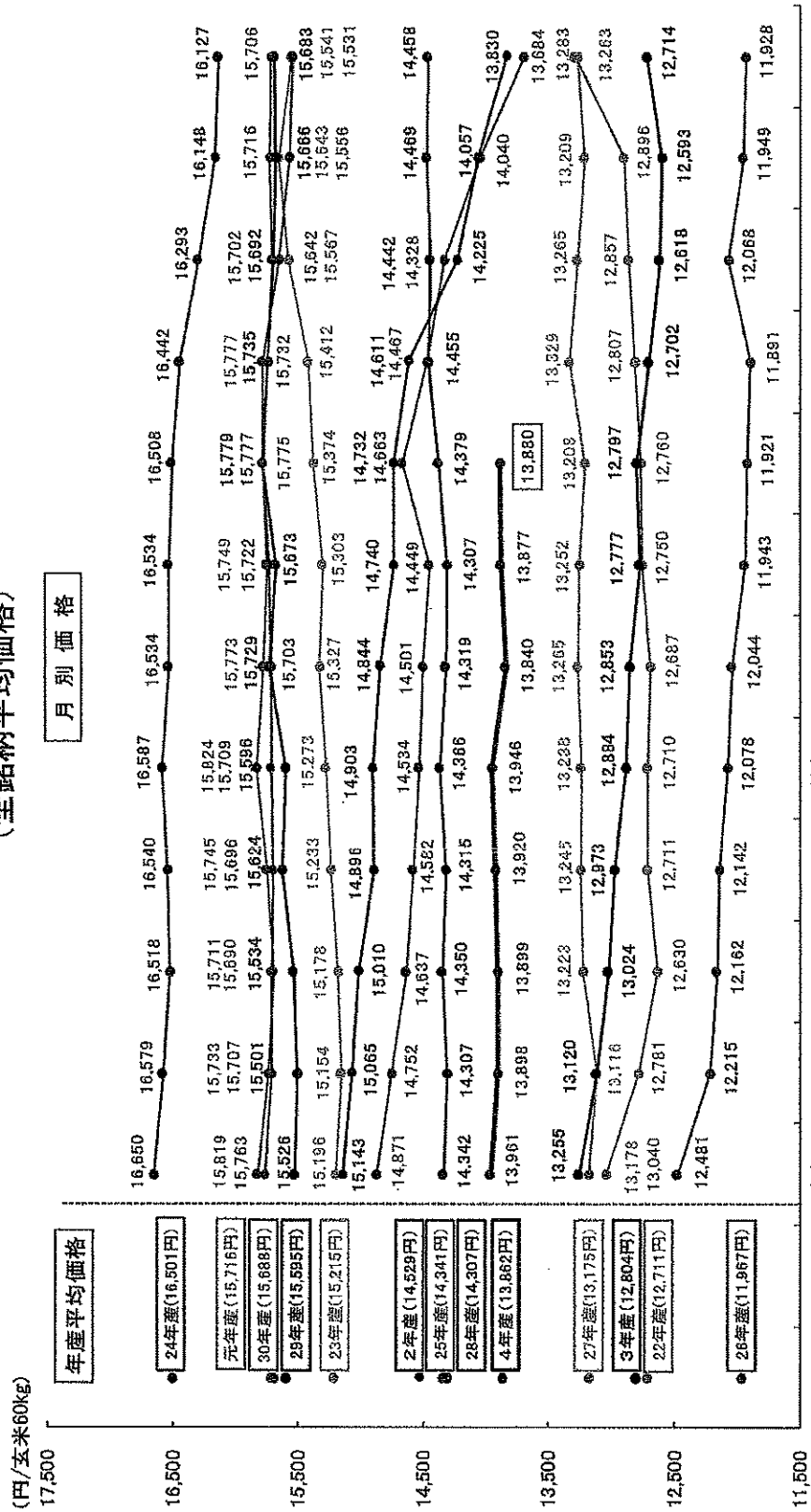
注:1 水稲うるちみ及び水稲うるち玄米(國産用玄米を含む。)の月末在庫量(玄米換算)の値である。

2 報告対象業者は、産農、運銷協同組合、単一産農、運銷出荷団体(年間の玄米仕入数量が5,000トン以上)、出荷業者(年間の玄米仕入数量が500トン以上)、米穀の販売の専業を行う者(年間の玄米仕入量が4,000トン以上)である。

# 相対取引価格の推移(平成22年産～令和4年産)

○ 令和4年産米の令和5年4月の相対取引価格は、全銘柄平均で前月差+3円の13,880円/60kgとなり、出回りからの年産平均価格は前年産+1,058円の13,862円/60kgとなったところ。

相対取引価格の推移(税込)  
(全銘柄平均価格)



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」  
 注1：運賃、包袋代、消費税相当額(平成26年3月までは5%、元年9月までは8%、元年10月以降は10%、ただし軽減税率対象は8%)を含む1等米の価格である。  
 注2：グラフの左側は各年産の通年平均価格(当該年産の出回りから翌年10月まで)、右側は月ごとの価格の推移。

# 令和4年度産米の相対取引価格(令和5年4月の年産平均価格)

産地品種銘柄	令和4年度 [出荷] [5年4月]		令和3年度 [出荷] [4年10月]		価格差 ①-②
	①	②	①	②	
北海道 ねむろ餅	13,997	12,687	12,757	12,342	+425
北海道 ゆめゆかり	15,488	15,451	12,732	12,586	+146
北海道 若狭397	13,511	11,955	16,578	15,583	+995
青森 かつらぎ	12,757	10,770	20,965	20,426	+539
青森 つがるロマン	13,041	11,315	17,054	16,183	+871
岩手 ひとめほれ	13,637	12,460	16,947	16,055	+892
岩手 あきたこまち	13,421	11,785	13,325	12,541	+784
岩手 鶴河のしずく	14,160	13,480	14,995	13,774	+1,221
宮城 ひとめほれ	13,717	12,660	13,410	12,361	+1,049
宮城 つや姫	14,313	12,785	14,353	13,127	+1,226
宮城 ササニシキ	14,107	12,599	12,976	11,505	+1,471
秋田 あきたこまち	13,879	12,756	14,100	13,478	+622
秋田 めいこいほ	12,825	11,533	12,489	11,254	+1,235
秋田 ひとめほれ	13,040	11,695	12,726	11,555	+1,171
山形 はえぬき	12,976	12,074	13,612	12,657	+955
山形 つや姫	18,528	18,376	14,978	14,065	+913
山形 豊登丸	14,066	12,927	13,502	-	-
福島 コシヒカリ(中通り)	12,706	11,006	12,873	12,101	+772
福島 コシヒカリ(会津)	14,646	14,033	13,859	12,719	+940
福島 コシヒカリ(茨城)	13,179	11,589	-	11,792	-
福島 天のつば	12,635	10,935	13,199	12,472	+727
茨城 コシヒカリ	12,374	11,423	13,666	13,041	+625
茨城 あきたこまち	13,095	11,423	12,055	10,911	+1,144
茨城 ふくまる	12,261	11,136	13,955	13,647	+308
茨城 茨のこぼ	12,449	-	12,362	11,856	+506
栃木 コシヒカリ	13,501	11,817	13,470	13,280	+190
栃木 とちぎの星	12,441	10,371	14,409	13,543	+866
栃木 あさひの夢	12,481	10,540	12,845	12,410	+435
群馬 あさひの夢	12,876	10,636	15,037	15,237	-200
群馬 ゆめまつり	12,756	10,581	14,809	13,869	+940
埼玉 彩のかがやき	12,615	11,085	12,395	11,939	+456
埼玉 茨のきずな	12,777	11,019	12,398	11,885	+513
埼玉 コシヒカリ	13,170	11,312	13,070	12,535	+535
千葉 コシヒカリ	12,670	11,387	12,748	11,873	+875
千葉 ふさびがね	11,399	10,207	13,454	12,896	+558
千葉 ふさおとめ	11,404	10,623	12,822	12,118	+704
山梨 コシヒカリ	17,740	17,754	13,108	12,365	+743
長野 コシヒカリ	14,928	13,702	13,986	13,557	+429
長野 あきたこまち	14,131	13,456	13,824	13,092	+732
静岡 コシヒカリ	14,659	14,424	11,002	10,883	+119

産地品種銘柄	令和4年度 [出荷] [5年4月]		令和3年度 [出荷] [4年10月]		価格差 ①-②
	①	②	①	②	
静岡県 若狭ゆめ	12,757	12,342	-	-	-
静岡県 あいこのかおり	12,732	12,586	-	-	-
新潟 コシヒカリ(一般)	16,578	15,583	-	-	-
新潟 コシヒカリ(特選)	20,965	20,426	-	-	-
新潟 コシヒカリ(佐渡)	17,054	16,183	-	-	-
新潟 コシヒカリ(若船)	16,947	16,055	-	-	-
新潟 びいっぴき	13,325	12,541	-	-	-
富山 コシヒカリ	14,995	13,774	-	-	-
富山 てんたか	13,410	12,361	-	-	-
石川 ゆめづほ	14,353	13,127	-	-	-
福井 コシヒカリ	12,976	11,505	-	-	-
福井 ハチマキ	14,100	13,478	-	-	-
福井 あきたこまち	12,489	11,254	-	-	-
岐阜 ハツタモ	12,726	11,555	-	-	-
岐阜 コシヒカリ	13,612	12,657	-	-	-
岐阜 ぼしおし	14,978	14,065	-	-	-
愛知 あいこのかおり	13,502	-	-	-	-
愛知 コシヒカリ	12,873	12,101	-	-	-
愛知 大地の風	13,859	12,719	-	-	-
三重 コシヒカリ(一般)	13,199	11,792	-	-	-
三重 コシヒカリ(伊賀)	13,666	13,041	-	-	-
三重 三喜丸	12,055	10,911	-	-	-
滋賀 コシヒカリ	13,955	13,647	-	-	-
滋賀 水戸かがみ	12,362	11,856	-	-	-
滋賀 京都市	13,470	13,280	-	-	-
京都 コシヒカリ	14,409	13,543	-	-	-
京都 ヒノヒカリ	12,845	12,410	-	-	-
兵庫 コシヒカリ	15,037	15,237	-	-	-
兵庫 コシヒカリ	14,809	13,869	-	-	-
兵庫 ヒノヒカリ	12,395	11,939	-	-	-
奈良 コシヒカリ	12,398	11,885	-	-	-
奈良 若狭ゆめ	13,070	12,535	-	-	-
鳥取 コシヒカリ	12,748	11,873	-	-	-
鳥取 ひとめほれ	13,454	12,896	-	-	-
鳥取 若狭ゆめ	12,822	12,118	-	-	-
鳥取 コシヒカリ	13,108	12,365	-	-	-
鳥取 つや姫	13,986	13,557	-	-	-
鳥取 アカハ	13,824	13,092	-	-	-
岡山 岡山	11,002	10,883	-	-	-

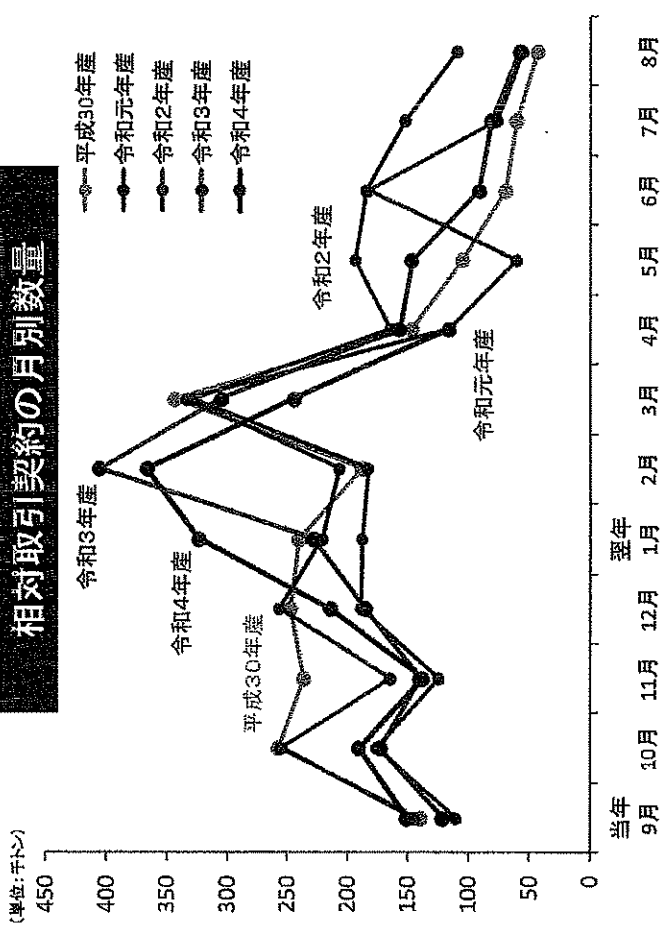
産地品種銘柄	令和4年度 [出荷] [5年4月]		令和3年度 [出荷] [4年10月]		価格差 ①-②
	①	②	①	②	
岡山 若狭ゆめ	12,101	11,541	-	-	-
岡山 コシヒカリ	13,119	12,545	-	-	-
広島 コシヒカリ	13,466	13,493	-	-	-
広島 あきたこまち	12,287	12,618	-	-	-
広島 あまろまん	12,524	12,883	-	-	-
山口 コシヒカリ	14,066	13,338	-	-	-
山口 ひとめほれ	13,055	12,250	-	-	-
山口 ヒノヒカリ	13,065	11,980	-	-	-
徳島 コシヒカリ	12,961	12,251	-	-	-
徳島 あきたこまち	11,601	11,021	-	-	-
香川 コシヒカリ	14,213	13,386	-	-	-
香川 ヒノヒカリ	13,457	12,544	-	-	-
香川 あいこのかおり	14,213	13,269	-	-	-
愛媛 コシヒカリ	13,156	13,977	-	-	-
愛媛 あきたこまち	12,456	12,790	-	-	-
愛媛 コシヒカリ	13,494	13,562	-	-	-
高知 ヒノヒカリ	12,522	13,062	-	-	-
福岡 夢つくし	14,500	14,724	-	-	-
福岡 ヒノヒカリ	13,248	13,017	-	-	-
福岡 元気のつゆ	14,429	14,521	-	-	-
佐賀 夢つくし	14,227	13,975	-	-	-
佐賀 ヒノヒカリ	13,547	13,206	-	-	-
佐賀 にこまる	12,696	11,696	-	-	-
長崎 ヒノヒカリ	12,929	14,027	-	-	-
長崎 長崎のこ	12,569	13,707	-	-	-
長崎 長崎のこ	12,689	-	-	-	-
熊本 ヒノヒカリ	12,910	13,235	-	-	-
熊本 熊本(まさん)	12,770	13,199	-	-	-
熊本 コシヒカリ	13,821	15,088	-	-	-
大分 ヒノヒカリ	13,211	13,107	-	-	-
大分 ひとめほれ	13,185	13,804	-	-	-
大分 つや姫	13,760	13,751	-	-	-
宮崎 コシヒカリ	13,815	14,135	-	-	-
宮崎 ヒノヒカリ	14,276	15,471	-	-	-
鹿児島 ヒノヒカリ	13,894	13,974	-	-	-
鹿児島 あまろまん	14,657	14,822	-	-	-
鹿児島 コシヒカリ	14,193	14,702	-	-	-
全産平均価格	13,862	12,804	-	-	+1,058

注1:農林水産省が調査公表した出荷りからの年産平均価格(令和4年度は出荷りから5年4月までの速報値)であり、調査対象事業者は、一定規模以上の集荷業者(年間の販売数量5,000トン以上等)。  
 注2:運賃、包装代、消費税相当額を含む1等米の価格である。なお、価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の包装代などの品代等は8%、運賃等は10%で算定している。  
 注3:「1」については、当該年度において報告対象としていない産地品種銘柄又は取引数量の累計が100トン未満で、「0」公表を行っていないもの。

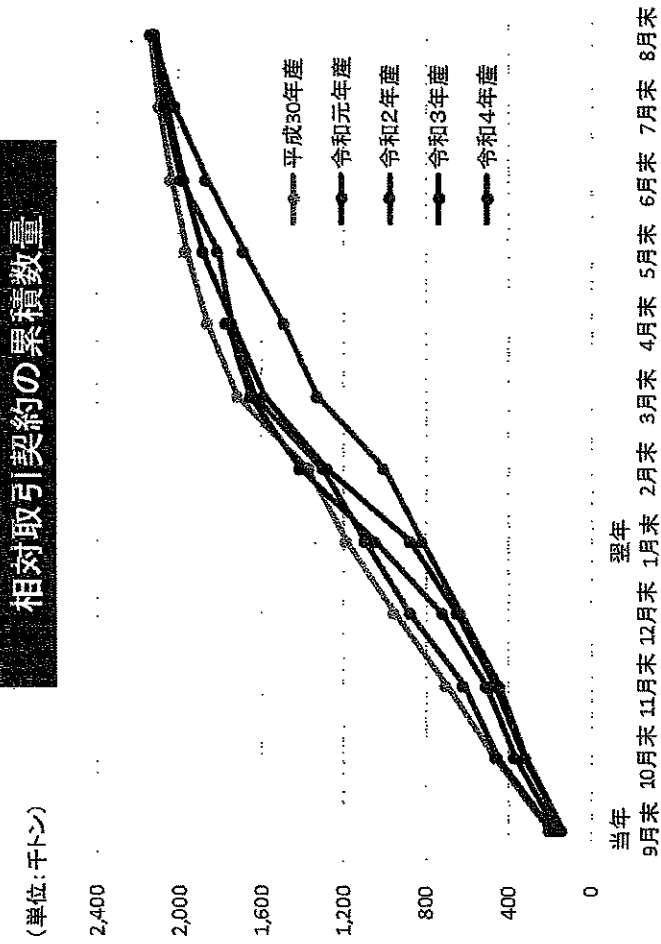
# 相対取引契約数量の推移

○ 令和4年産米の令和5年4月の相対取引契約数量は、11.6万トンとなり、出回りからの契約数量は前年同期差+2.9万トンの176.8万トンとなったところ。

相対取引契約の月別数量



相対取引契約の累積数量



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

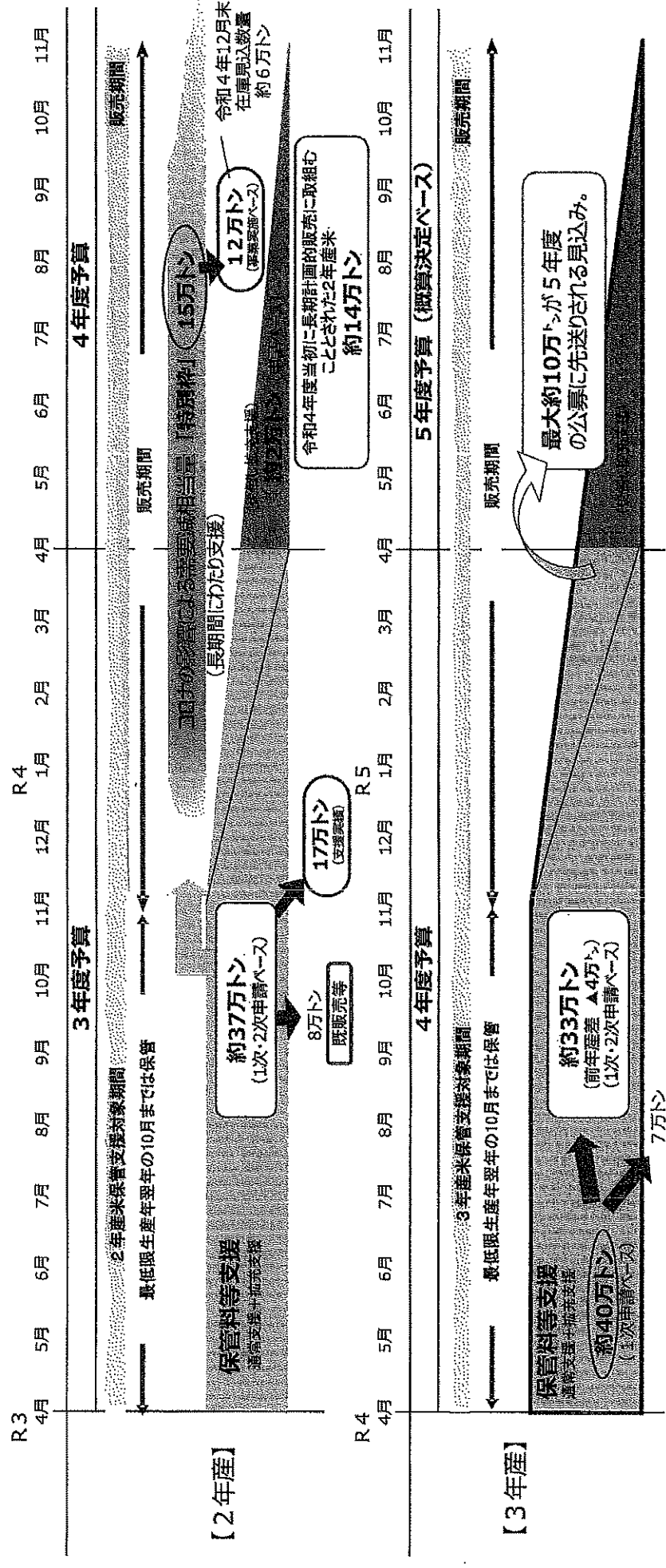
- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。  
 2 相対取引契約数量は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の数量の合計（4年産は速報値）であり、公表後の契約変更等を含む。  
 3 相対取引契約数量の年産計欄は、出回りから生産年の翌年10月までの数量であるため、各月の合計と一致しない。



# 令和3～5年度の保管料等支援のイメージ（「米穀周年供給・需要拡大支援事業」及び「コロナ影響緩和和特別対策」）

- 令和3年産米の「米穀周年供給・需要拡大支援事業」については、1次公募の取組申請数量が約40万トンと依然として高い水準となったことから、保管料等の支援対象期間を令和5年10月末まで延長する拡充支援を措置し、昨年12月から本年1月にかけて2次公募を実施。
- 2次公募においては、19の事業者から応募があり、結果として令和3年産米の長期計画的な販売の取組は、昨年同時期の取組（申請ベース）に比べ▲4万トンの約33万トンの約33万トンの申請となったところ。

## 【保管経費等の拡充支援イメージ】



※ 3年産の米穀周年供給・需要拡大支援事業の支援対象数量（1次・2次申請ベース）は、令和5年1月末時点の値。  
 ※ 保管料等の支援対象経費 保管料：米穀の保管経費  
 金利：販売時期が遅れることにより増加する概算金支払に係る借入金金の支払利息  
 集約経費：対象米穀の営業倉庫等への集約運送に要する経費



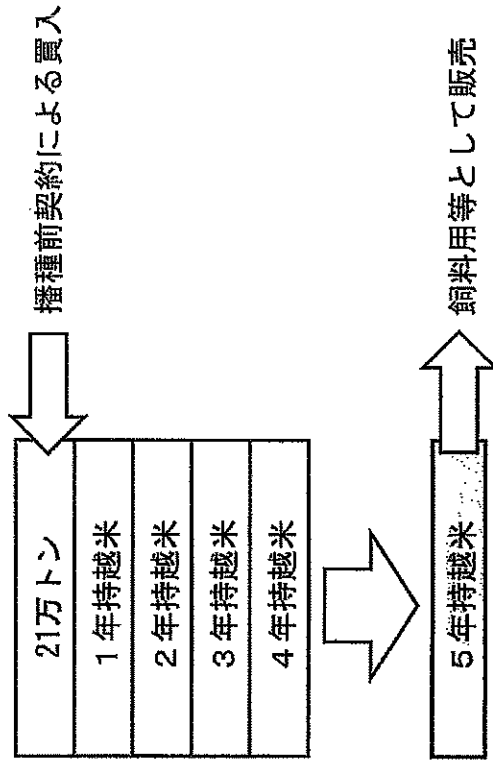
# 政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用(10年に1度の不作(作況92)や、通常程度不作(作況94)が2年連続した事態にも国産米をもつて対応し得る水準)。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施(備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ)。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン(※)程度買入れ、通常は5年持越米となつた段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度としてきたが、現在は、CPTPP協定による豪州産の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度として運用。なお、豪州産の取扱いについては、会計検査院の指摘を踏まえ、今後、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模の買入れとなるよう対応していく考え。

## 基本的な政府備蓄米の運用

原則21万トン程度 × 5年間程度 → 100万トン程度

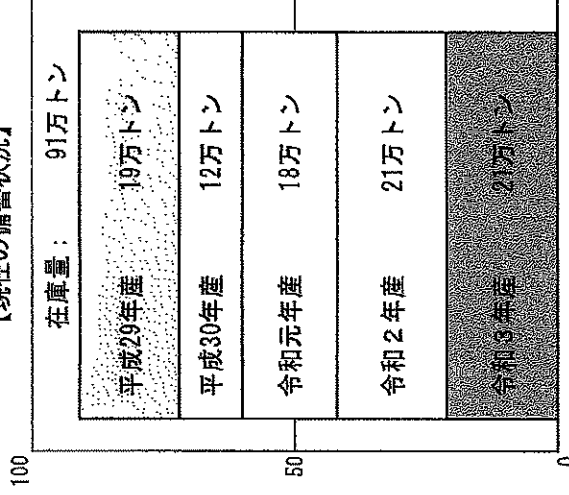


## 政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成29年産	19万トン
平成30年産	12万トン
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	21万トン(予定)

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

令和4年6月末

# 令和5年産備蓄米の政府買入入札の結果(令和5年5月24日現在)

○ 令和5年産備蓄米の政府買入入札については、令和5年5月23日に第6回を実施し、買入予定数量20万8,000トンに対して19万9,039トンの落札となっている。(第7回の入札日は6月27日を予定。)

※令和5年産落札数量は、第1回(令和5年1月14日実施)から第6回(令和5年5月23日実施)入札分までの合計数量

産地	買入予定数量 (優先枠) ①		落札数量 ②		落札率 ②/①	落札残数量 ①-②
	数量	割合	数量	割合		
北海道	2,162	100.0%	2,162	100.0%	0	
青森	27,259	100.0%	27,259	100.0%	0	
岩手	3,488	100.0%	3,488	100.0%	0	
宮城	11,600	100.0%	11,600	100.0%	0	
秋田	21,572	100.0%	21,572	100.0%	0	
山形	21,291	96.8%	20,601	96.8%	690	
福島	27,050	91.6%	24,773	91.6%	2,277	
茨城	1,103	84.8%	935	84.8%	168	
栃木	7,602	80.5%	6,123	80.5%	1,479	
群馬	555	0.0%	-	0.0%	555	
埼玉	463	0.0%	-	0.0%	463	
千葉	3,985	15.3%	610	15.3%	3,375	
東京						
神奈川						
新潟	25,149	99.8%	25,109	99.8%	40	
富山	12,197	100.0%	12,197	100.0%	0	
石川	7,849	100.0%	7,849	100.0%	0	
福井	4,076	95.7%	3,900	95.7%	176	
山梨						
長野	1,446	42.1%	609	42.1%	837	
岐阜	435	100.0%	435	100.0%	0	
静岡	20	100.0%	20	100.0%	0	
愛知	846	100.0%	846	100.0%	0	
三重	270	100.0%	270	100.0%	0	
滋賀	1,342	100.0%	1,342	100.0%	0	
京都						
大阪						
兵庫						
奈良						
和歌山						
鳥取	400	100.0%	400	100.0%	0	
島根	130	100.0%	130	100.0%	0	
岡山	977	86.6%	846	86.6%	131	
広島	20	100.0%	20	100.0%	0	
山口						
徳島	1,182	78.7%	930	78.7%	252	
香川						
愛媛						
高知	10	100.0%	10	100.0%	0	
福岡	264	20.5%	54	20.5%	210	
佐賀	220	100.0%	220	100.0%	0	
長崎	10	0.9%	-	0.9%	10	
熊本	247	100.0%	247	100.0%	0	
大分	94	100.0%	94	100.0%	0	
宮崎						
鹿児島						
県別優先枠計①	185,314		174,651	94.2%	10,663	
一般枠②	22,686		24,388	107.5%	▲1,702	
合計(①+②)	208,000		199,039	95.7%	8,961	
うちCPTPP分			8,000			

※県別優先枠の落札残数量は、第9回までの入札結果であり、第4回以降の入札においては、-15 産地指定を行わない一般枠のみ買入枠を設定。

# これまでの米政策・水田農業政策

## 平成30年産からの米政策

### ○ 生産数量目標の配分を廃止

生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を行える環境を整備。



### ○ 主食用米からの作付転換を支援

「水田活用の直接支払交付金」により、水田における麦・大豆・飼料用米等の作物の生産を支援。



### ○ 収入減に対するセーフティネットを措置

ナラシ対策と農業共済により、自然災害や価格低下による収入減少の影響を緩和。



### ○ 主食用米の長期計画販売を支援

「米穀周年供給・需要拡大支援事業」により、豊作時などに長期計画的販売を行う集荷団体等を支援。



## 令和4年産における取組

### ○ 需要に見合った作付転換を表現

令和4年産においては、全国で約5.2万haの作付転換が行われる見込みであり、生産数量目標の配分を行わなくても、生産者の判断による需要に応じた生産が着実に定着してきている。

### ○ 水田リノベーション事業の拡充

実需者と連携し、低コスト生産に取り組み産地を支援する「水田リノベーション事業」の対象品目に新たに子実用とうもろこしを追加。

### ○ 収入保険も含めたセーフティネットを措置

ナラシや農業共済、収入保険制度により、農業者の収入減少を広く補償。

### ○ 在庫の増加にも対応

「米穀周年供給・需要拡大支援事業」による支援を継続。このほか、2年産については「新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業」により支援。

# 令和5年産に向けた水田農業の取組方針

## 令和4年産における課題

産地によっては次のような課題があったのではないか。

- 作付転換の検討を始める時期が遅れ、作付転換に必要な種もみ等の準備が間に合わなかった。
- 定着していた麦や大豆が減少し、取り組みやすい一般品種での飼料用米への転換が増えた。
- 転換作物が定着しているほ場において、連作障害が発生してしまっている。あくまで一時的な作付転換で、今後主食用米に戻ってしまう可能性もあり、産地として作付転換が定着できていない。
- 古米の在庫が重いなか、4年産の契約が思うように進んでおらず、主食用米の在庫解消の見通しが立っていない。

産地ごとに、どのような課題があったかを  
確認することが必要

## 令和5年産に向けた取組方針

産地ごとに4年産の課題を振り返り、5年産にむけて、以下の点を確認しましょう。

- ① 生産者がどの作物に転換するかを幅広く検討できるよう、作付転換の検討を早い時期から開始しましょう。
- ② 麦・大豆・野菜などの定着性・収益性の高い品目、輸出用米など需要増が見込まれる品目への転換をまずは検討しましょう。飼料用米や米粉用米に取り組む場合は、需要に応じた生産に対応するため、多収品種や専用品種で取り組むことを検討しましょう。
- ③ その際、転換作物が定着している水田は、畑地化することを検討しましょう。一方、水田として利用する場合は、連作障害回避のためにブロッコリーテーションを行いましょう。
- ④ 在庫の状況や中長期的にどのような産地を目指すのかを関係者間で共有し、主食用米に後戻りしない作付転換を計画的に進めていきましよう。

産地ごとにしっかり取り組むことで、需要  
に応じた生産を実現

# 水田農業の産地づくりのために検討すべきこと

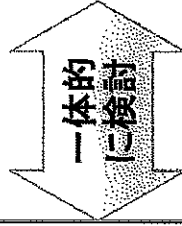
## 令和5年産に向けた検討

- 令和4年産の課題を共有し、5年産に向けて、主食用米の計画（目安）だけでなく、転換作物も含めた水田全体の作付計画を立てる。

〇〇県(地域)における水田の作付計画

作物等	R4作付面積等 (ha)	R5作付予定面積 (ha)
主食用米		
新市場開拓用米		
加工用米		
麦		
大豆		
高収益作物(野菜等)		
地力増進作物(緑肥等)		
飼料用米		
飼料作物		
飼料用とうもろこし		
畑地化		

実績値を記入



## 中長期的な方針の検討

- 5～10年後に、産地としてどのような水田の利用を目指すのか、中長期的な将来像を明確にする。

### 【目指すべき産地の例】

- ◆ 米生産の低コスト化を追求した輸出用米の産地
- ◆ 専用品種の導入により、需要の増加に応える米粉用米の産地
- ◆ 食品メーカーとの連携による加工・業務用野菜の産地
- ◆ 農地の集約化を進め、国産需要の増加に応える麦・大豆の産地
- ◆ 地域の畜産農家と協力して、資源循環に取り組み耕畜連携の産地
- ◆ スマート技術やDX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に導入し、超省力生産に取り組み産地
- ◆ 有機農業やカーボン・フーミング\*等のグリーン化の取組により、環境に配慮した農業に取り組み産地

\* 温室効果ガスの排出抑制等のマネジメントを行う農業

## 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

### ○ H28.4 予算執行調査の開始

### ○ H28.6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的にものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき



畦畔  
(けいはん)



交付対象となっていた水田  
(畦畔はない)

### ○ H29.1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定

① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地

② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地

⇒ 要綱に反映（H29.4月1日付け政策統括官通知）

### ○ R3.12 R3.12に決定した方針

- ・ 現行ルールの一歩の再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーションの再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

# 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

## 交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

### 1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

### 2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
  - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
  - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

[令和3年12月に決定した方針]

- ・ 5年間に一度も水張り（水稲作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稲の作付けが行われていない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参) 農林水産委員会において金子大臣答弁)

## 5年水張りルールの具体化

[令和4年秋に具体化された内容]

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

[目的]

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。

・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

## 水稲作付以外による水張りの「一定期間」の考え方について（連作障害軽減の観点）

- 同一作物の作付頻度が増加すると、病害虫の多発による収量・品質の低下などの「連作障害」が発生。
- 田畑輪換によって畑地雑草及び畑作物の病害虫被害が大幅に軽減されることが知られているが、一定期間の湛水処理にも同様の効果が期待できる場合がある。
- 湛水処理に必要な期間は、対象とする作物、対象病害虫、土壌条件や処理を行う地温・水温、季節によっても異なるが、過去の試験研究成果によれば、1～4か月程度の湛水を行うことで効果があつたという研究事例がある。

### ○ 湛水処理による畑地における試験研究成果の例（カッコ内は試験地）

#### ・ コムギ立枯病に関する研究①（茨城県）

立枯病防除のためには、夏期に40日から80日程度の連続湛水が必要であり、湛水が不完全であると圃場内の発病域が拡散される可能性が示唆された。

出典：「圃場の湛水によるコムギ立枯病防除効果」茨城県病害虫研究会報（1993）

#### ・ コムギ立枯病に関する研究②（北海道）

立枯病防除のためには、少なくとも20日以上、激発畑では30日程度の夏期の湛水により被害が軽減した。

出典：「小麦立枯病の発生生態解明と防除法確立試験」北海道北見農試病中予薬科（1988）

#### ・ ダイズシストセンチュウに関する研究（秋田県）

5～9月の4ヶ月間の湛水により単年でもシストセンチュウの密度低下に有効な効果が認められた。

出典：「ダイズシストセンチュウ汚染土壌への湛水処理並びに堆肥施用が大豆品種の生育・収量に及ぼす影響」日作東北支部報（1983）、東北農業試験場、農業研究センター

6～7月の2ヶ月間の単年の湛水であつてもシストセンチュウの密度低下が低下し、3か月程度の累年の湛水により防除に極めて有効な効果が認められた。

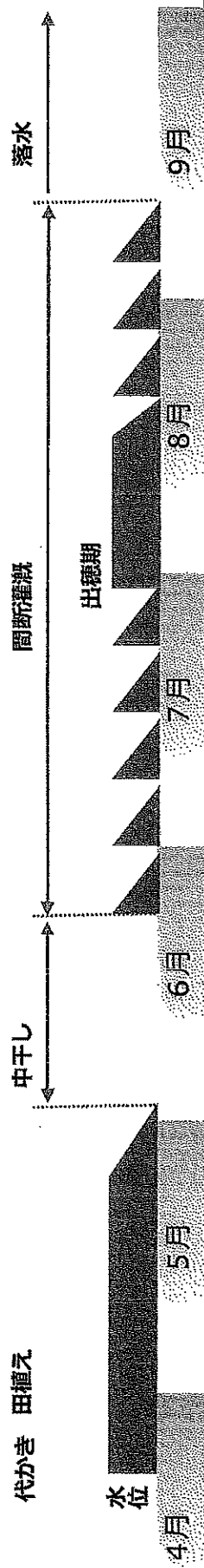
出典：「ダイズシストセンチュウの動態に対する累年湛水処理の影響」日作東北支部報（1987）、東北農業試験場、農業研究センター

#### ・ ダイズ白絹病に関する研究（広島県）

ダイズ播種前（6月下旬）に1ヶ月間湛水を行うことで、白絹病の発生を抑制できることが確認された。

出典：「短期湛水処理によるダイズ白絹病の発生制御法の開発」近畿中国四国農業研究センター（1998）

### ○ 移植栽培の湛水状況のイメージ



5月の田植えから9月上旬の落水まで約4か月間湛水



# 令和5年産水田活用予算の全体像

○ 令和5年度当初予算と令和4年度補正予算を合わせ、令和5年産における畑地化や作付転換支援に対応可能な予算総額を確保。

## 令和4年度補正予算

水田活用の  
直接支払交付金  
(4年産不足分)  
190億円  
【R4補正】

① 畑地化促進事業  
(畑地化の取組等への支援)  
250億円【R4補正】

② 畑作物産地形成促進事業  
(旧水田リノベーション事業)  
300億円【R4補正】  
＜対象作物＞  
麦・大豆、高収益作物(野菜等)、子実用とうもろこし

## 令和5年度当初予算

### ＜令和5年産水田活用予算＞

畑地化促進助成 22億円

③ 水田活用の直接支払交付金  
2,940億円  
【R5当初】

④ コメ新市場開拓等促進事業  
(旧水田リノベーション事業)  
110億円【R5当初】  
＜対象作物＞新市場開拓用米(輸出用米等)、加工用米、米粉用米

⑤ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策  
64億円【R4補正】 + 1億円【R5当初】

### ＜関連予算＞

- ・国産シエア拡大対策(麦・大豆) 80億円【R4補正】  
(乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等)
- ・米粉の利用拡大支援 140億円【R4補正】+8億円【R5当初】  
(米粉の利用拡大支援対策事業等)
- ・飼料作物の国産化 120億円(所要額)【R4補正】+3億円【R5当初】  
(飼料自給率向上総合緊急対策、畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大)
- ・機械・施設等の導入支援 306億円【R4補正】+121億円【R5当初】  
(産地生産基盤パワーアップ事業、強い農業づくり総合支援交付金)
- ・畑地化・汎用化等に向けた基盤整備 400億円【R4補正】+150億円【R5当初】  
(農業農村整備事業等)
- ・中山間地域対策 15億円【R4補正】+407億円【R5当初】  
(元気な地域創出モデル支援事業、農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業、最速土地利用総合対策等)

# ① 畑地化促進事業

【令和4年度補正予算：250億円】

- 水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組み農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、畑作物の生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）するメニューを新設。
- また、畑作物の産地形成に取り組み地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援するメニューを新設。

※ 農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

## 畑地化支援・定着促進支援・決済金等支援

- ① 畑地化支援：水田における畑地化の取組（注1）を支援
- ② 定着促進支援：水田を畑地化して、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る農業者を、作付面積に応じて、5年間支援（①とセットで支援）

対象作物	畑地化 <sup>2)</sup> 支援（注）	定着促進支援（注3）
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	17.5万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2.0(3.0※1)万円/10a×5年間</li> <li>または</li> <li>・ 10.0(15.0※1)万円/10a（一括）</li> </ul>
畑作物 (麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、苜蓿等)	14.0万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2.0万円/10a×5年間</li> <li>または</li> <li>・ 10.0万円/10a（一括）</li> </ul>

注1 畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指す。（地目の変更を求めるとはしない。）  
 注2 令和5年度における取組が対象。  
 注3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象。

## ③ 土地改良区決済金等支援

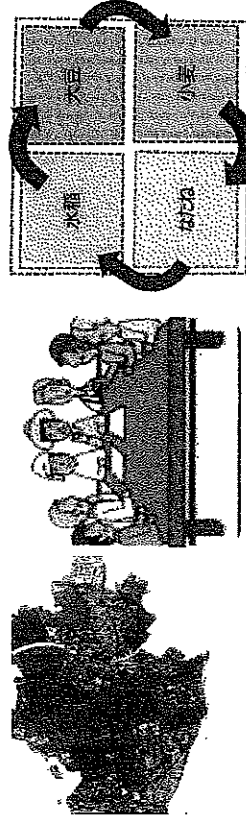
令和5年度に畑地化に取り組みことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費（地区除外決済金や協力金）を支援（定額（上限25万円/10a））

## 体制構築支援

### ○ 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地形成に取り組み地域を対象に、地域でまとめた畑地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど（注4））に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

【田畑輪換の例（4年4作）】



畑地化・ブロックローテーションの構築に向けた話し合い等の必要経費を定額で支援

注4 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

## ② 畑作物産地形成促進事業（旧水田リノベーション事業）の概要

【令和4年度補正予算：300億円】

- 水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組み生産者を支援。
- 低コスト生産等に係るメニューについて、畑作物の生産拡大に資する選択肢を拡充・重点化するとともに、採択にあたっては、畑地化やブロックローテーションに積極的に取り組む産地を高く評価。

※ 地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

### 支援内容

#### 1. 対象作物:

麦・大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、  
子実用とうもろこし

※加工用米、新市場開拓用米に対する支援は、令和5年度当初予算において措置。

#### 2. 助成単価:

4万円(4.5万円※)/10a

※令和6年度に畑地化に取り組む場合

従来と同様

#### 3. 主な要件:

- ・実需者との結び付き（産地・実需協働プランの策定）
- ・低コスト生産等の取組の実施（3つ以上の技術導入）

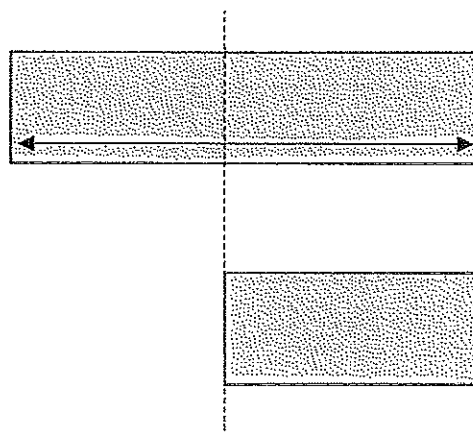
#### 4. 前年度からの主な見直し事項:

- ・低コスト生産等に係る取組メニューについて、排水対策（明渠、暗渠の整備）や土層改良（容土）など、畑作物の転換促進に資する選択肢を拡充・重点化
- ・採択基準について、畑地化やブロックローテーションに積極的に取り組む産地を高く評価

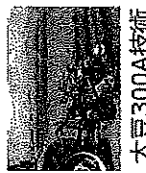
### 生産者向け支援のイメージ

- ・支援を受けるために必要な取組
- ① 実需者との結び付き
- ② 低コスト生産等の取組の実施

低コスト生産等の  
取組の係り増し経費



【低コスト生産等の取組例】



土壌診断に基づき施肥等

# ③ 水田活用の直接支払交付金等

【令和5年度予算概算決定額 305,000 (305,000) 百万円】

## <対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

## <政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大 (麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで])
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大 (飼料用米：13万ha [令和12年度まで])

## <事業の内容>

### 1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

### 2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

### 3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額 (上限：0.5万円/10a) で国が追加的に支援します。

### 4. コメ新市場開拓等促進事業 (11,000百万円)

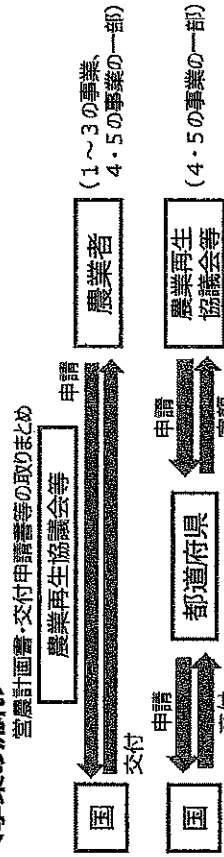
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。\*8

\*8 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

### 5. 畑地化促進助成 (2,215百万円)

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

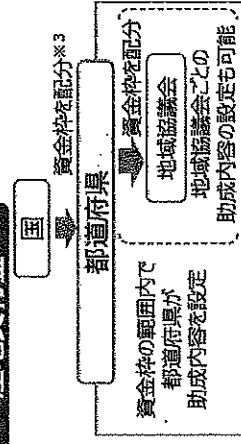
## <事業の流れ>



### 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a*1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収穫に応じ、5.5万円~10.5万円/10a*2

### 産地交付金



### <交付対象水田>

- ・ かん水設備 (畦畔等) や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・ 現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り(水租作付)が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない

\*1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

\*2：飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a (5.5~7.5万円/10a) とする。

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け (基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

\*3：作付種別の実績や計画等に基づき配分

### 畑地化促進助成 (令和4年度補正予算と併せて実施)

- 畑地化支援 (高収益作物畑作物 (高収益作物以外) \*5：14.0万円/10a\*6) \*4：令和5年度までの時限単価 \*5：17.5万円/10a\*4
- 定着促進支援
  - 高収益作物 (2万円 (3万円\*7) /10a x 5年間) (①と②セット)
  - 畑作物 (高収益作物以外) \*5 (2万円/10a\*6 x 5年間) (①と②セット)
- 産地づくり体制構築等支援
- 子実用とうもろこし支援 (1万円/10a) \*7：加工・業務用野菜等の場合

# ④ コメ新市場開拓等促進事業

【令和5年度予算概算決定額 11,000（一）百万円】

## ＜対策のポイント＞

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組み生産者を支援します。

## ＜事業目標＞

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万ha [令和12年度まで]）

## ＜事業の内容＞

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 11,000百万円

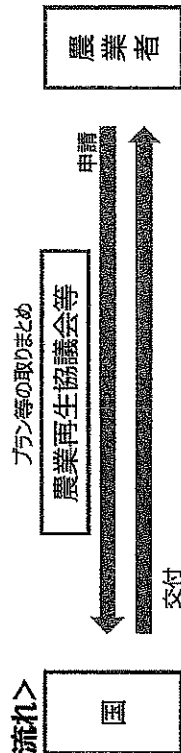
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

- ① 対象作物：令和5年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ② 交付単価：新市場開拓用米 4万円/10a  
加工用米 3万円/10a  
米粉用米（パン・めん用の専用品種） 9万円/10a
- ③ 採択基準：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

## ＜留意事項＞

- ※1 令和5年産の基幹作物が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、33百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

### 【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



### 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

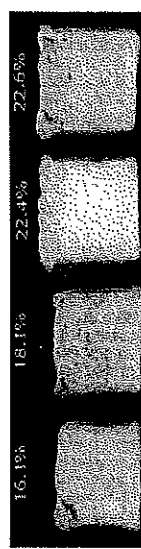
### 米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

（パン用の専用品種）

- ・ミズホチカラ
- ・笑みたわわ 等

（めん用の専用品種）

- ・亜細亜（あじあ）のかおり
- ・ふくのこ 等



# ⑤ 小麦・大豆の国産化の推進

【令和5年度予算概算決定額 90 (100) 百万円】  
 (令和4年度補正予算額 14,361百万円)

## <対策のポイント>

産地と実需が連携して行う小麦・大豆の国産化を推進するため、ブロックチェーンや営業技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産小麦・大豆の安定供給に向けたストックセンターの整備や新たな流通モデルづくり、更なる利用拡大に向けた新商品開発等を支援します。

## <事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

○ 小麦生産量の増加 (76万t→108万t) ○ 大麦・ばか麦生産量の増加 (17万t→23万t) ○ 大豆生産量の増加 (21万t→34万t)

## <事業の内容>

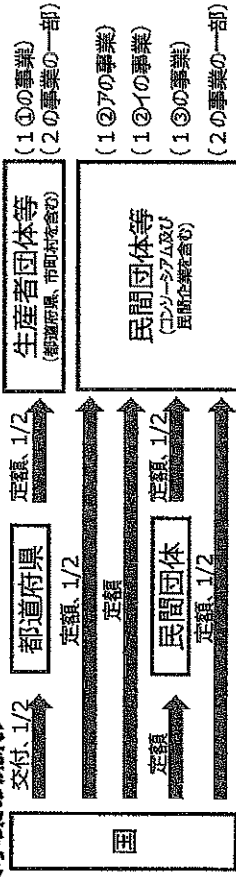
### 1. 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

- ① 生産対策 (小麦・大豆生産技術向上事業) 90 (100) 百万円  
 【令和4年度補正予算】5,961百万円  
 小麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、作付けの団地化、ブロックチェーン、営業技術の導入等を支援します。
- ② 流通対策 [令和4年度補正予算]300百万円  
 ア 麦類供給円滑化事業  
 国産麦を一定期間保管することで安定供給体制を構築する取組を支援します。  
 イ 新たな小麦・大豆流通モデルづくり事業  
 小麦・大豆の流通構造の転換に向けた新たな流通モデルづくりを支援します。
- ③ 消費対策 (小麦・大豆利用拡大事業) 【令和4年度補正予算】100百万円  
 国産麦・大豆の利用拡大に取り組み食品製造事業者等に対し、新商品開発やPR、マッチング等を支援します。

### 2. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シニア拡大対策 (小麦・大豆)

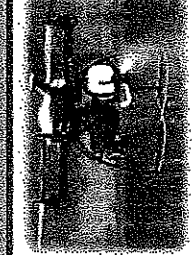
産地と実需が連携して国産小麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する農業機械や乾燥調製施設の導入、不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備、国産小麦・大豆の利用拡大に向けた食品加工施設の整備等を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 生産対策



### 流通対策



### 消費対策



## 小麦・大豆の国産化を一層推進

【お問い合わせ先】 (1①、1②イ、1③(大豆)、2の事業) 農産局穀物課 (03-6744-2108)  
 (1②ア、1③(麦)の事業) 貿易業務課 (03-6744-9531)

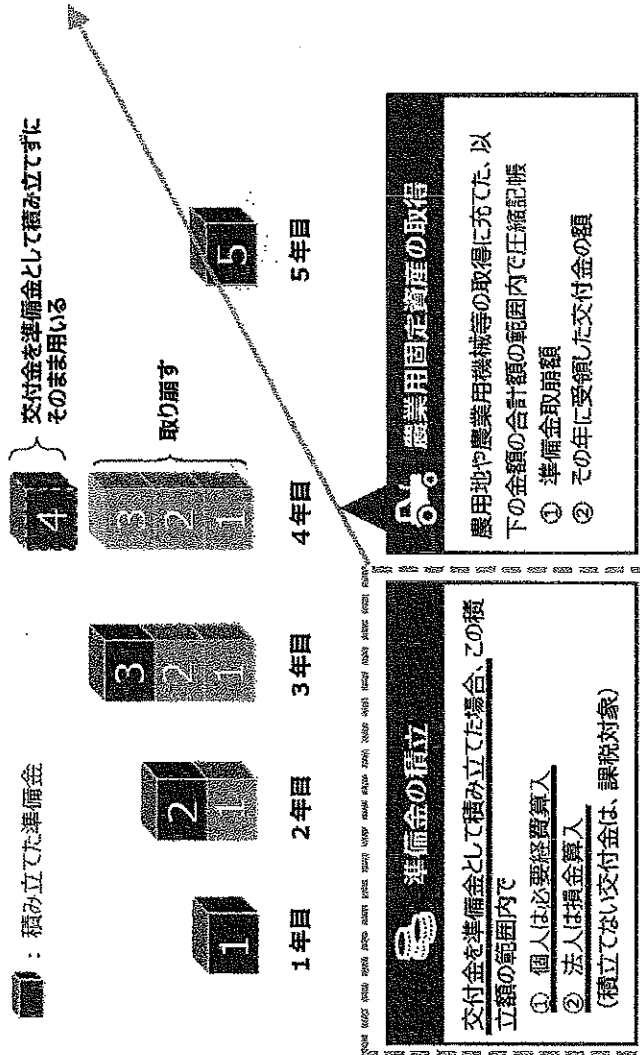
# 農業経営基盤強化準備金制度の対象事業について

## 【農業経営基盤強化準備金制度の概要】

水田活用の直接支払交付金等を、農業経営の基盤強化を図るために積み立て、又は農用地や農業用の建物・機械等の取得に充当する取組について、税制面で支援

### ○準備金制度のイメージ図

(例) 3年間積み立てて、4年目に農地等を取組した場合



## 【積み立ての対象となる事業】

〈これまで〉

- 経営所得安定対策の交付金(ゲタ、ナラシ)
- 水田活用直接支払交付金
- ・ 水田活用の直接支払交付金

※水田リノベーション事業は対象外



〈R4補正予算以降〉

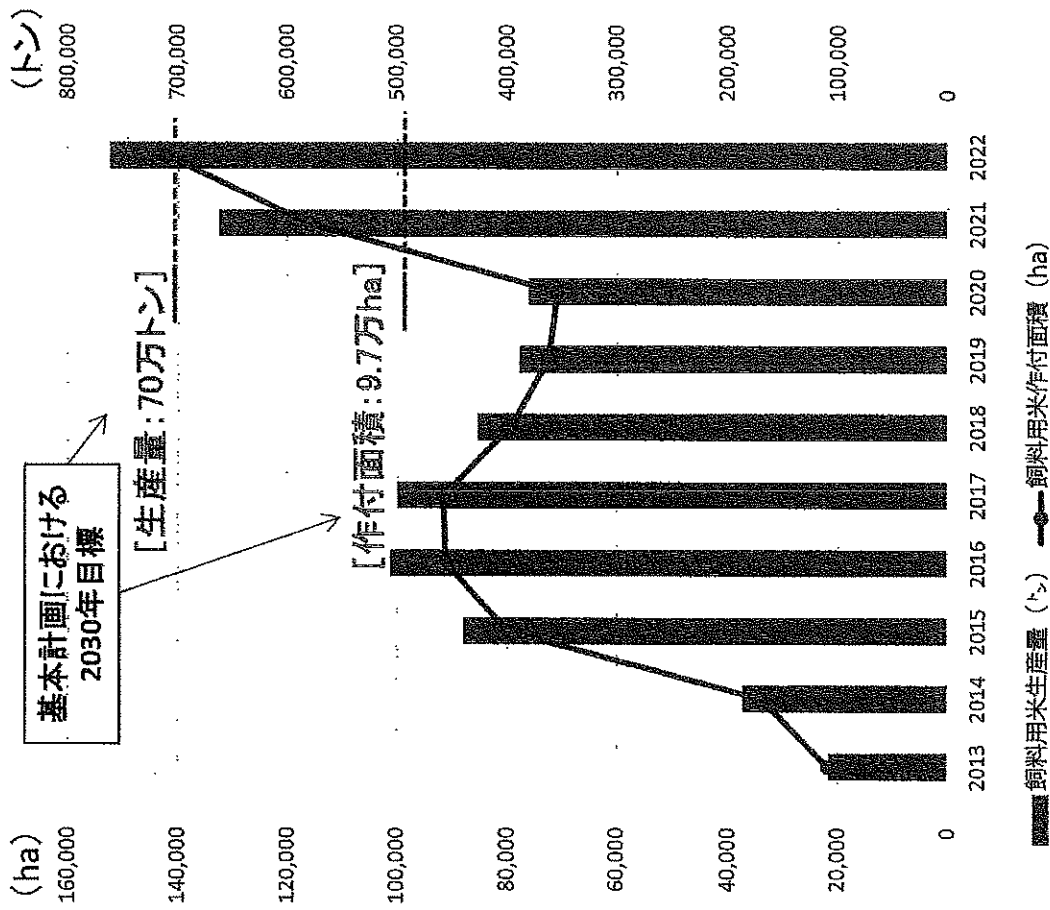
- 経営所得安定対策の交付金(ゲタ、ナラシ)
- 水田活用直接支払交付金
- ・ 水田活用の直接支払交付金\*
- ・ 畑地化促進事業\*
- ・ 畑作物産地形成促進事業
- ・ コメ新市場開拓等促進事業

R4補正予算、R5当初予算で措置する事業も準備金として活用が可能

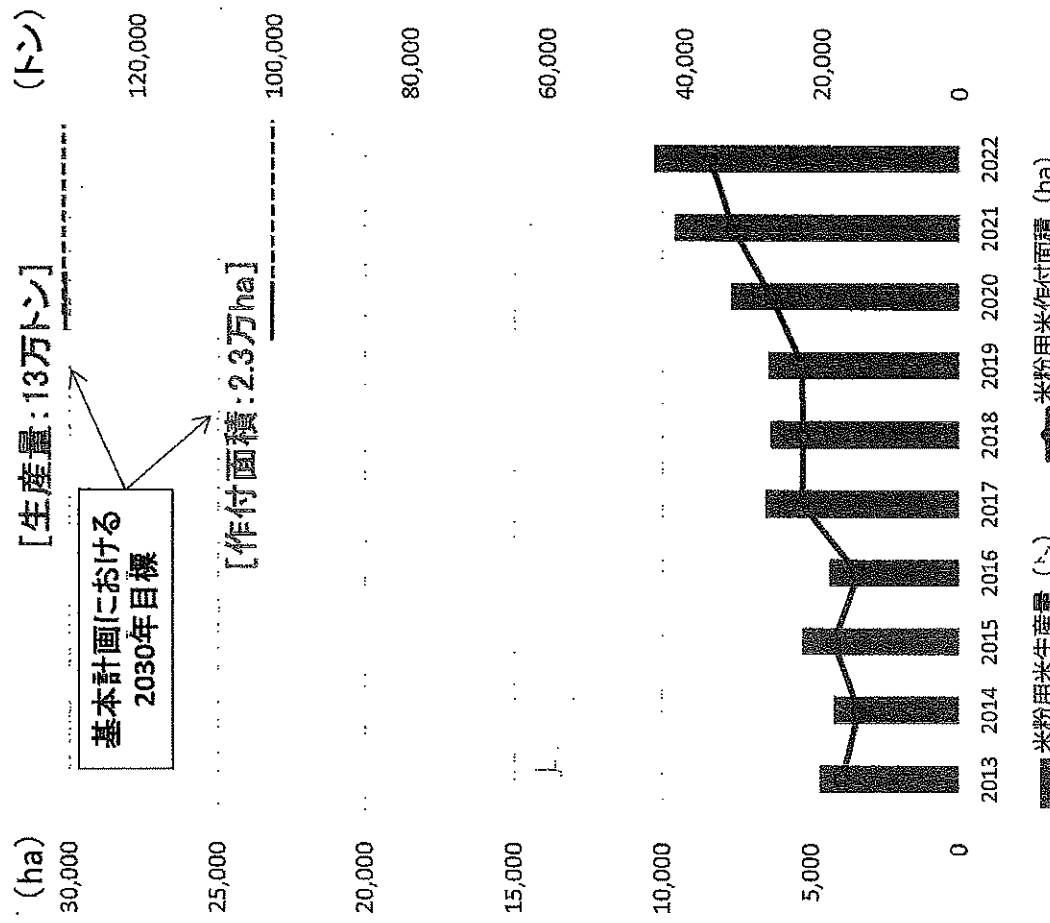
注: \*印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援は対象外となります。

# 飼料用米・米粉用米の作付面積・生産量

## 飼料用米の作付面積と生産量の推移



## 米粉用米の作付面積と生産量の推移

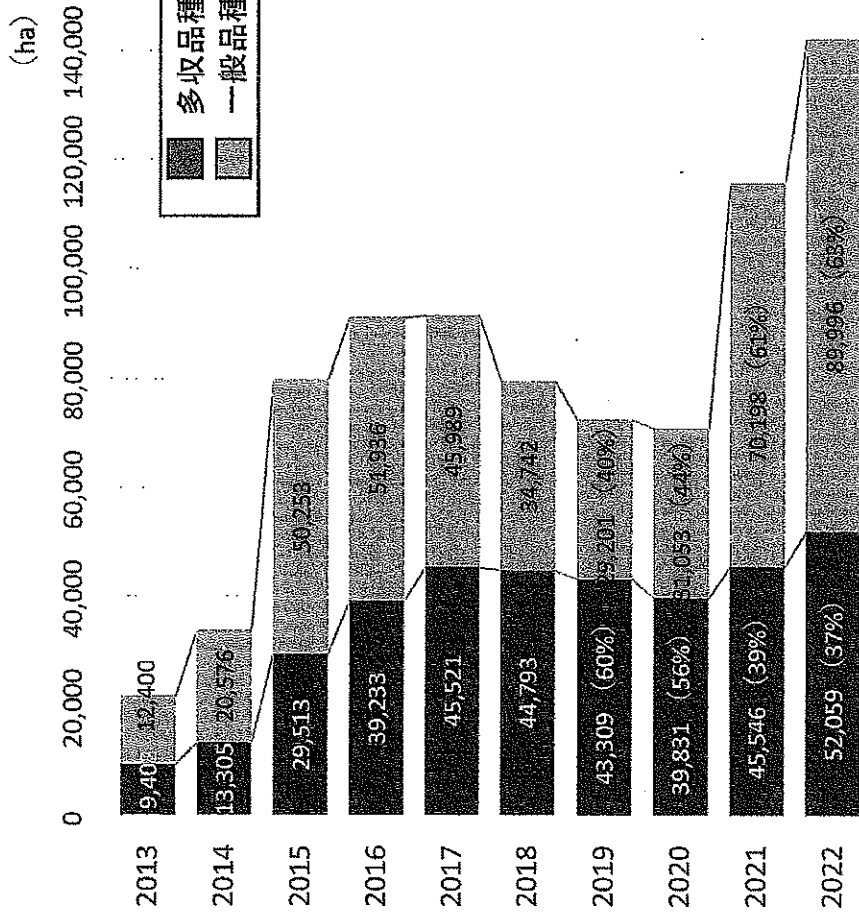


出典：農林水産省調べ。2022年産の生産量は、新規需要米取組計画の認定面積に基準単収を乗じて算出。



# 飼料用米・米粉用米の多収品種・一般品種の作付割合

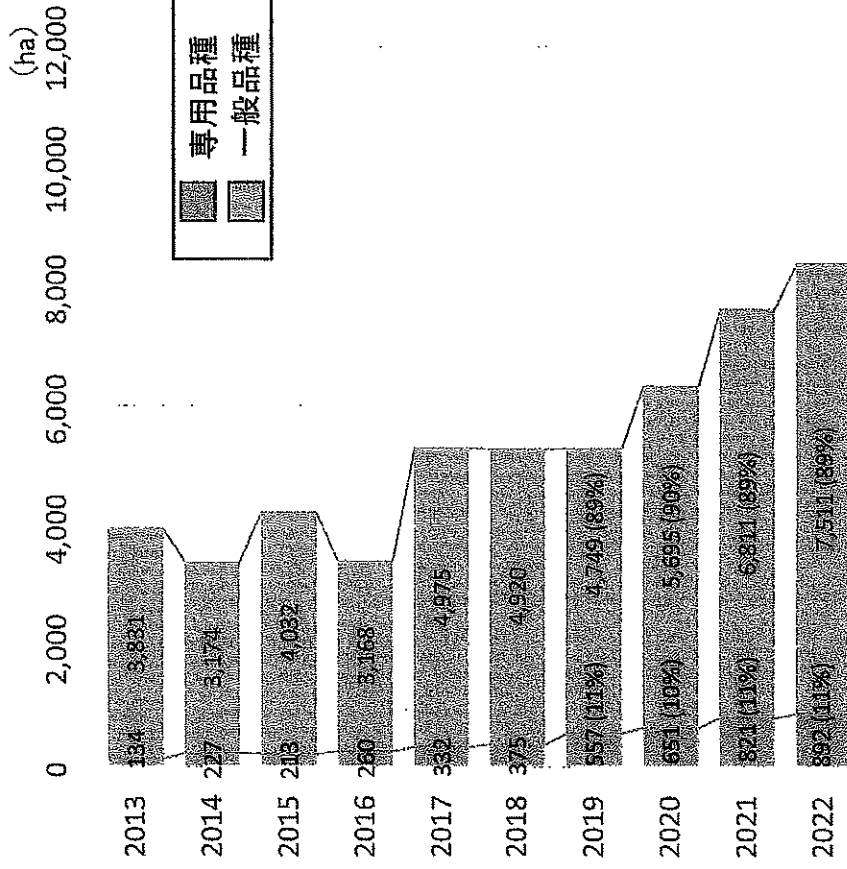
## 飼料用米の多収品種・一般品種の作付割合



多収品種は着実に増加しているが、近年は横ばい

一般品種は主食用米の需給状況に応じて大きく変動

## 米粉用米の専用品種・一般品種の作付割合



全体として増加傾向だが、専用品種の供給が十分でない

出典：農林水産省調べ。多収品種には、国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べて収量が多い「専用品種」と、都道府県知事の申請のに基づき地方農政局等が認める「特認品種」を含む。米粉用米の一般品種には「特認品種」を含む。

# 麦・大豆から飼料用米に転換している例

- これまで麦や大豆を作付けていた産地のなかには、集落営農の解散や麦・大豆用の農業機械の更新時期を迎えたことをきっかけに、団地化を必要とせず、個人所有の稲作用の農業機械で対応できてしまう飼料用米へ転換している可能性がある。

## 【令和4年産の飼料用米、麦大豆の作付状況】

産地	(参考) 全協議会数	飼料用米の作付を増やした協議会数	うち麦または大豆減少協議会数
全国 (47都道府県)	1,478	881 (100%)	451 (51%)
北海道・東北主産県 (7道県)	373	230 (100%)	95 (41%)
関東主産県 (3県)	117	113 (100%)	57 (50%)
北陸主産県 (2県)	46	34 (100%)	15 (44%)

## 【主産県における事例】

### 事例①

- ✓ A県B市では、飼料用米の作付面積が32ha増加する一方、大豆の作付面積が35ha減少

〔飼料用米：159ha→191ha  
大豆：216ha→181ha〕

### 事例②

- ✓ C県D市では、飼料用米の作付面積が35ha増加する一方、麦の作付面積が5ha、大豆の作付面積が22ha減少

〔飼料用米：114ha→149ha  
麦：29ha→24ha  
大豆：81ha→59ha〕

### 事例③

- ✓ E県F市では、飼料用米の作付面積が31ha増加する一方、大豆の作付面積が25ha減少

〔飼料用米：118ha→149ha  
大豆：278ha→253ha〕

# 飼料用米・米粉用米の支援に係る課題と対応方向

	現行の支援	令和4年産 作付面積・生産量 (見込み)	(参考) 令和12年度 生産努力目標 (R2基本計画)	課題と対応方向
飼料用米	収量に応じ 5.5～10.5万円/10a ・品種は、 ・一般品種（主食用） ・多収品種 のいずれも可 ・管理方式は、 ・区分管理 ・一括管理 のいずれも可	14.2万ha (約76万トン)	9.7万ha (70万トン) [ R4年産での達成率 146% (109%) ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>多収品種は、限られた面積の中で、より多くの収量を上げることにより、飼料自給率の向上に寄与（平成26年産～）</li> <li>一般品種は、需給動向次第で主食用米に戻りやすく、転換後の定着性が低い</li> <li>より定着性の高い麦・大豆から取り組みやすい飼料用米に転換を進める産地もあるなど、これまでの産地づくりの努力が後退</li> <li>需給動向次第で供給量が増減するため、実需者への安定供給に影響</li> <li>基本計画における令和12年度目標を既に達成しており、作物間のバランスを確保する必要。</li> </ul> ⇒主食用米への回帰を防ぎつつ、多収品種を基本とする本来の支援体系への転換を検討
米粉用米		0.8万ha (約5万トン)	2.3万ha (13万トン) [ R4年産での達成率 37% (35%) ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>作付面積拡大による生産量増加に加え、実需者のニーズに合った品種の生産等を重点的に支援していくことが必要</li> </ul> ⇒専用品種等による需要に応じた生産を重点的に支援する、新たな支援体系を検討

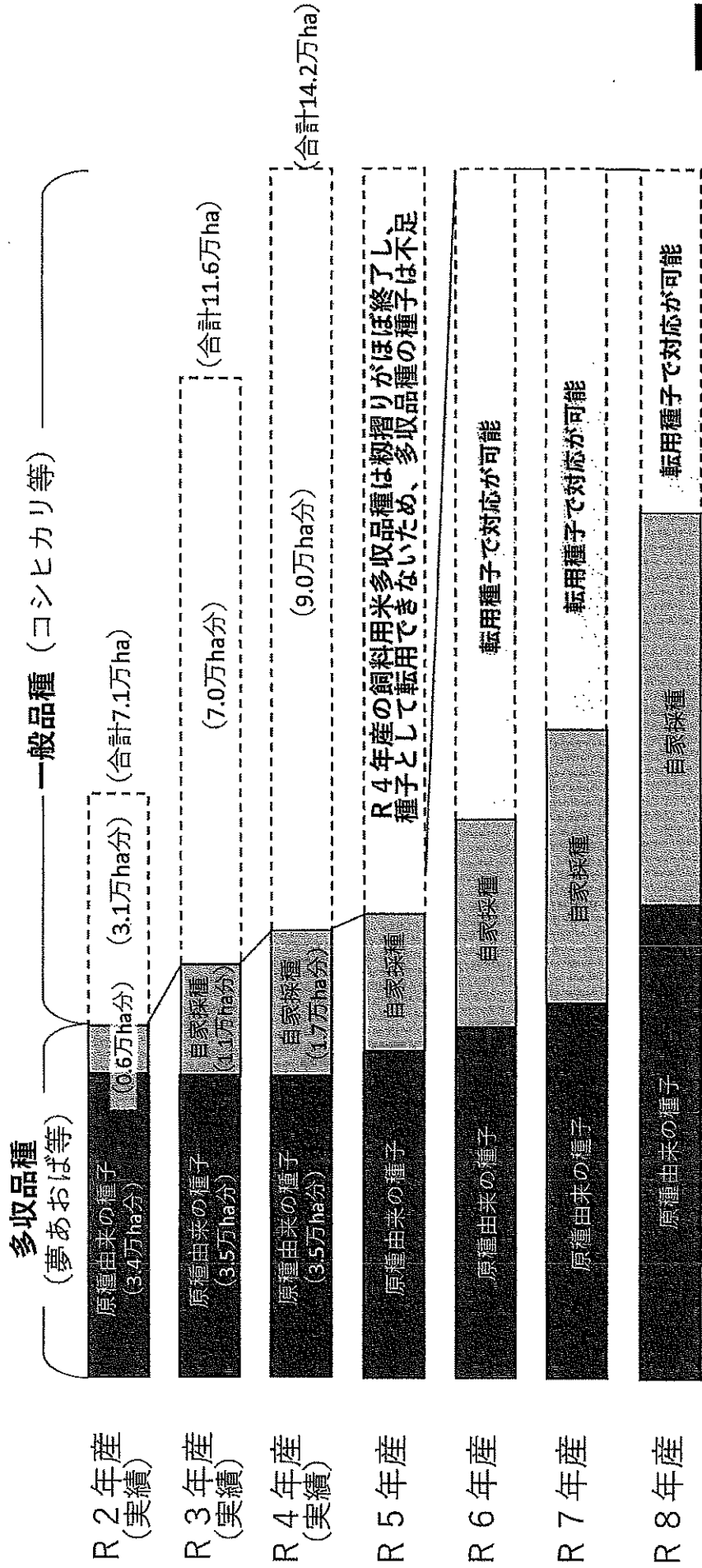
それぞれの課題に対応した支援のあり方を検討

※令和4年産作付状況・生産量（見込み）は、令和4年産の水田における作付面積に、令和4年産の水稲の単収（536kg/10a）を乗じて算出。

# 種子の増産スケジュール（飼料用米の多収品種）

- R4年産の飼料用米は、すでに多くが粳摺りを終了しており、今から種子としての転用※は困難。このため、R5年産の飼料用米について、多収品種を前提とする場合、種子が不足。
- R6年産については、早期に種子への転用を行うことで、基本的に多収品種での生産が可能。
- この際、円滑な種子転用に必要な話し合いや、発芽試験に係る経費等の支援を検討。

※ 種子の転用とは、飼料原料向けなど種子以外のために生産した収穫物（粳）を、発芽試験等の品質の確認を行った上で、県種子協会等が翌年産のは種用に仕向ける「転用種子」とすること。



## 令和5年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

- 令和5年産は農業者が多収品種の種子を確保することが困難であることを踏まえ、当該年産に対する支援内容は、多収品種・一般品種ともに、従来と同様のものとする。
- 令和6年産以降は、一般品種については多収品種の種子の確保が可能となることから、
  - ① 従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするもの、
  - ② 多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることとする。

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a (標準単価 8.0万円/10a) (従来と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a)</li> </ul>
		or	or	or
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単価7.5万円/10a</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単価7.0万円/10a</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単価7.0万円/10a</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単価6.5万円/10a</li> </ul>

※耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

※※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円/10a（従来どおりの単価）



## 令和5年産以降の米粉用米への支援について

令和5年産	令和6年産
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来と同じ支援内容を措置 (専用品種・一般品種を対象に数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a)</li> <li>・ 今後、需要拡大が期待されるパン・麺用の 専用品種については、新規事業(コメ新市場 開拓等促進事業)により、9万円/10aの支援 の活用も可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用品種・一般品種への支援を継続</li> </ul>

※耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

# 農地利用の団地化による生産性向上の取組への支援

- 麦・大豆や多収品種の飼料用米等への作付転換を定着させていくためには、農地利用の団地化により生産性を高め、所得の向上を図ることが重要。
- このため、農地利用を団地化して、畑地化やブロックローテーションに取り組み地域を対象として、地域の関係者間での農地利用の調整、種子の確保等の取組を支援。

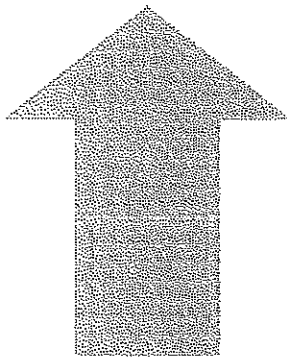
## 関連予算措置

### 令和4年度補正予算

畑地化促進事業(250億円)のうち  
「産地づくりに向けた体制構築支援」

### 令和5年度当初予算

水田活用の直接支払交付金のうち  
「産地づくりに向けた体制構築支援」



## 支援内容

### 1. 目的

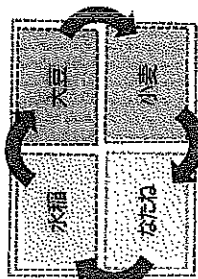
農地利用を団地化して、畑地化やブロックローテーションに取り組み地域を対象として、以下の取組を支援。  
(1地域協議会当たり上限300万円)

### 2. 支援内容(例)

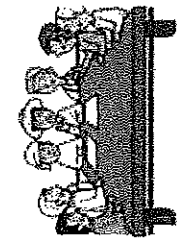
- 団地化に向けた関係者間での農地利用の調整
- 畑地化やブロックローテーションの実施に向けた圃場の調査
- 畑地化による畑作物の収量向上等の実証・分析
- 新たなブロックローテーション体系構築のための試験栽培
- 麦・大豆・飼料用米(多収品種)・米粉用米(専用品種)等の種子の確保に係る取組 など

団地化・ブロックローテーションの構築に向けた話し合い等の必要経費を定額で支援

【田畑輪換の例(4年4作)】



BRの展示圃の設置



畑地化等に向けた話し合い



畑地化やブロックローテーションのための現地確保



# 各都道府県において栽培可能な多収品種

(令和5年5月作成)

都道府県	多収品種	特認品種
北海道	きたげんぎ、北瑞穂、 たちじょうぶ	そらゆたか
青森県	えみゆたか	ゆたかまる
岩手県		つぶゆたか、つぶみのり、たわ わっこ
宮城県	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば	東北211号
秋田県		秋田63号、たわわっこ
山形県		山形22号、山形糯110号
福島県		たちすがた、アキヒカリ
茨城県		月の光
栃木県		むさしの26号
群馬県		アキヒカリ、初星
埼玉県		
千葉県		
東京都		
神奈川県	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば、亜細亜のかおり、 オオナリ、もちだわら、 モミロマン、ホシアオバ、 みなちから、北陸193号、 クサホナミ、ふくのこ、 笑みたわわ	
山梨県		
長野県		ふくおこし
静岡県		どんとこい、あきだわら
新潟県		新瀧次郎、アキヒカリ、 ゆきみのり、亀の蔵、いただき、 ゆきみらい
富山県		やまだわら
石川県		
福井県		あきだわら、シャインパール
岐阜県		あきだわら、アキヒカリ
愛知県		タチアオバ、もみゆたか

都道府県	多収品種	特認品種
三重県		タチアオバ、あきだわら、やま だわら
滋賀県		吟おろみ
京都府		あきだわら
大阪府		
兵庫県	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば、亜細亜のかおり、 オオナリ、もちだわら、 モミロマン、ホシアオバ、 みなちから、北陸193号、 クサホナミ、ふくのこ、 笑みたわわ	あきだわら、兵庫牛若丸
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		日本晴、コガネヒカリ
島根県		みほひかり
岡山県		中生新千本
広島県		中生新千本、ホウレイ
山口県		あきだわら
徳島県		
香川県		媛育71号
愛媛県		
高知県		
福岡県		ツクシホマレ、夢一献、タチア オバ
佐賀県	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば、亜細亜のかおり、 オオナリ、もちだわら、 モミロマン、ホシアオバ、 みなちから、北陸193号、 クサホナミ、ふくのこ、 笑みたわわ、ミズホチカラ、 モグモグあおば	レイホウ、さがうらら
長崎県		夢十色
熊本県		タチアオバ、越のかおり
大分県		タチアオバ
宮崎県		タチアオバ、み系358、宮崎52号
鹿児島県		タチアオバ、ルリアオバ、 ミナミユタカ、夢十色、 夢はやと、くいつき
沖縄県		

## 米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種(1)

- 米粉の需要拡大に向けて、原料用米の生産面では、米粉パンに適した「ミズホチカラ」や「笑みたわわ」、米粉麺に適した「亜細亜のかおり」等、各地において加工適性や収量に優れた品種を開発。
- 米粉に適した米粉用米の生産が各地で増加しており、これらを使用した米粉製品が各地で開発。

### 「米粉パンに適した品種」

#### ミズホチカラ

- ・「ミズホチカラ」は多収で「ヒノヒカリ」より20日程度遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」より41%多収(686kg/10a)。
- ・米粉パンのふくらみが良く、米粉加工適性に優れる。
- ・栽培適地は、暖地の普通期栽培地帯と温暖地平坦部の早植え地帯(主に九州)。



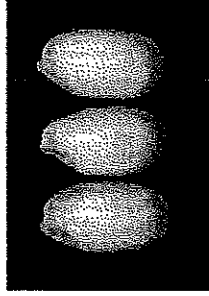
ミズホチカラ



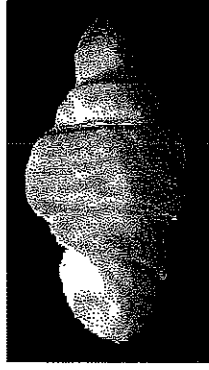
「ミズホチカラ」の米粉パン

#### ほしのこ

- ・「ほしのこ」は製粉特性が優れ、米粉原料に向く品種。
- ・パン・洋菓子等として小麦粉の代わりに使える米粉が一般品種より容易に製造可能。
- ・栽培適地は北海道。



ほしのこ



「ほしのこ」の米粉で作ったパン

#### 笑みたわわ

- ・「笑みたわわ」は、多収で「ヒノヒカリ」より10日ほど遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」よりかなり多収(677kg/10a)。
- ・米粉の粒径が小さく、損傷デンプンの割合が低い米粉が得られやすく、製粉適正に優れる。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地(関東以西)。



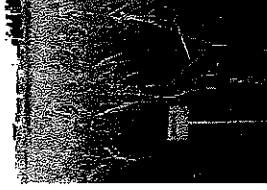
笑みたわわ



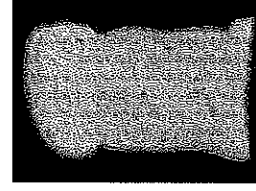
「笑みたわわ」の米粉パンケーキ

#### こなだもん

- ・「こなだもん」の玄米収量は「ヒノヒカリ」とほぼ同じ。
- ・米粉の損傷デンプンが少なく、粒も細かいため、パンが膨らむ。
- ・焼いてから時間が経っても比較的固くなりにくいのが特徴。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地。



こなだもん



「こなだもん」の米粉パン

# 米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種(2)

## 米粉麺に適した品種

### ふくのこ

- ・「ふくのこ」は、アミロース含有率が27%程度で、従来の高アミロース品種と同様に、米粉麺への加工が可能。
- ・「ヒノヒカリ」と収穫時期はほぼ同じで、2割ほど多収。
- ・栽培適地は、「ヒノヒカリ」の栽培が可能な関東以西の平坦地。



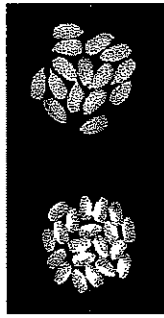
ふくのこ



「ふくのこ」の米粉麺

### 亜細亜(あしあ)のかおり

- ・「亜細亜のかおり」は、アミロース含有率が32%程度の高アミロース米品種。
- ・「コシヒカリ」よりも収穫期が遅く、標肥栽培で789kg/10aと多収。
- ・米麺に適し、アジア風の米麺アジア風の米麺としての利用が期待。
- ・栽培適地は、北陸から東海、関東以西。



亜細亜のかおり



亜細亜のかおり

### 越のかおり

- ・「越のかおり」は、アミロース含有率が33%程度の高アミロース品種。
- ・麺に加工すると茹でも溶けにくく、麺離れが良いので新しい食感。
- ・北陸では「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」と同じ中生品種。
- ・収量は「コシヒカリ」よりもやや劣るが、「キヌヒカリ」と同等。



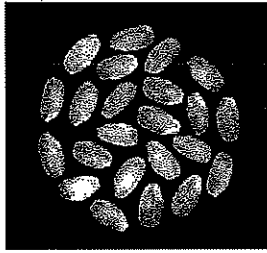
越のかおり



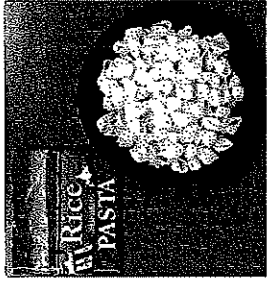
「越のかおり」を使った商品例④40-

## 北瑞穂(きたみずほ)

- ・「北瑞穂」はやや多収(600kg/10a)の高アミロース米品種。
- ・「ヒノヒカリ」と収穫時期はほぼ同じで、2割ほど多収。
- ・栽培適地は、「ヒノヒカリ」の栽培が可能な関東以西の平坦地。



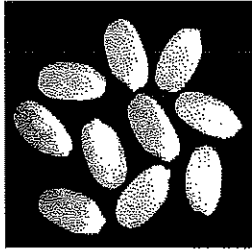
北瑞穂



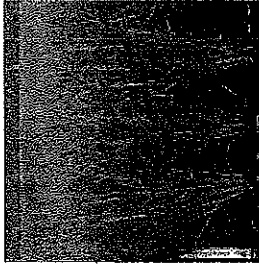
「北瑞穂」で作したライスパスタ

## あみちやんまい

- ・「あみちやんまい」はアミロース含有率が30%程度の高アミロース米品種。
- ・生育は「コシヒカリ」より早く、「ひとめぼれ」と同等。
- ・栽培適地は、東北中南部、北陸及び関東以西。



あみちやんまい



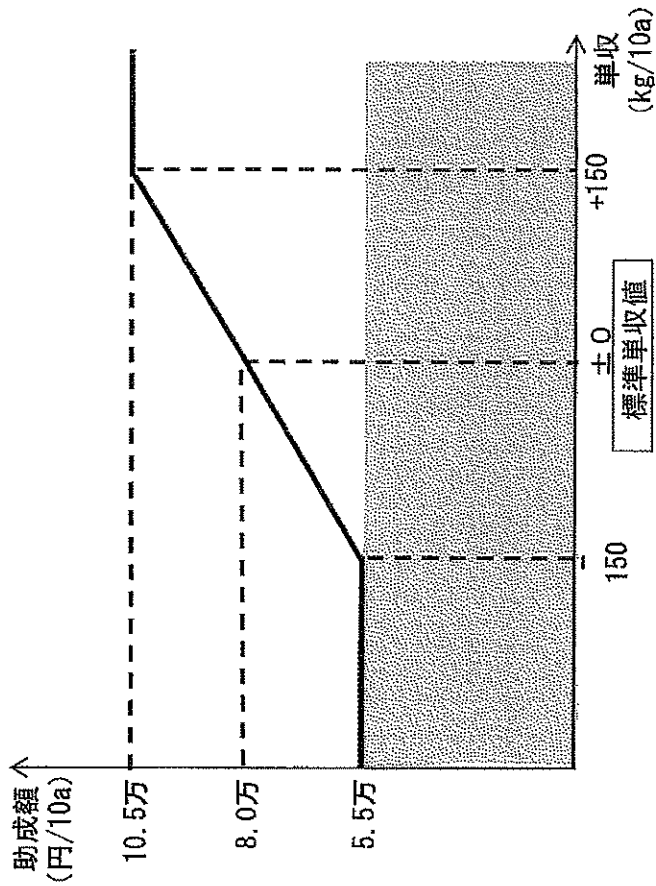
あみちやんまい

注) これら9品種は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(令和5年3月31日一部改正)において米粉専用品種として示された品種。  
このほか、米粉専用品種には都道府県知事特認品種も含まれる。

# 飼料用米の申請項目の変更について

## 標準単収値を基準とした単価の算定 (変更無し)

数量払いの単価 (傾き) : 約167円/kg



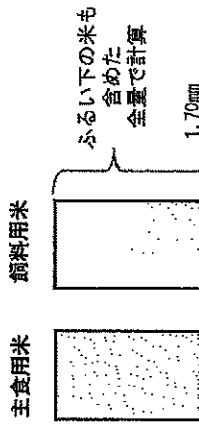
## 現在の運用

【数量報告書】

	管理方式	面積	合計収量 (ふるい下米を含めることも可)
農業者A	区分	10a	550kg
農業者B	一括	10a	536kg
農業者C	一括	10a	536kg
...	...	...	...

合計収量 (ふるい下米含めることも可)  
により単価を計算

注 飼料用米の生産においては、「区分管理方式」又は「一括管理方式」が選択可能。  
「区分管理方式」はほ場を特定する方式であるため、当該ほ場のふるい下米のみ含めることが可能。  
「一括管理方式」はほ場を特定せずに契約数量 (認定面積で生じる量の範囲内) で、ふるい下米を任意に含めることも可能とする方式。



標準単収値はふるい上の米で設定

主食用米と同じ基準で比較できるようにする

## 今後の運用

【数量報告書】

	管理方式	面積	合計収量	ふるい上※	ふるい下※
農業者A	区分	10a	550kg	536kg	14kg
農業者B	一括	10a	536kg	536kg	0kg
農業者C	一括	10a	536kg	536kg	50kg
...	...	...	...	...	...

※地域のふるい下の発生率で計算可

合計収量のうちふるい上の米により単価を計算

# 令和5年産における水田活用直接支払交付金及び関連対策の見直し（稲作関係のみ）

[令和4年産]

## 水田活用の直接支払交付金

作付面積に応じて、

[戦略作物助成]

- ・加工用米 20,000円/10a
- ・WCS用稲 80,000円/10a
- ・飼料用米/米粉用米 55,000円～105,000円/10a

[産地交付金]

- ・新市場開拓用米 20,000円/10a
- ・新市場開拓用米の複数年契約 10,000円/10a
- ・飼料用米・米粉用米の複数年契約(継続分のみ) 6,000円/10a

同一ほ場でどちらか一方のみ支援可

## 水田リノベーション事業

主な要件として、

- ①実需者との結び付き
- ②低コスト生産等の技術導入を行う場合に、
- ・新市場開拓用米 40,000円/10a
- ・加工用米 30,000円/10a

[令和5年産]

## 水田活用の直接支払交付金

作付面積に応じて、

[戦略作物助成]

- ・加工用米 20,000円/10a
- ・WCS用稲 80,000円/10a
- ・飼料用米/米粉用米 55,000円～105,000円/10a

[産地交付金]

- ・新市場開拓用米 20,000円/10a
- ・新市場開拓用米の複数年契約 10,000円/10a

同一ほ場でどちらか一方のみ支援可

## 〇×新市場開拓等促進事業【新規】

主な要件として、

- ①実需者との結び付き
  - ②低コスト生産等の技術導入を行う場合に、
  - ・新市場開拓用米 40,000円/10a
  - ・加工用米 30,000円/10a
  - ・米粉用米（専用品種※） 90,000円/10a
- ※パン・めん用の専用品種

# 畑作等促進整備事業

【令和5年度予算概算決定額 2,000（一）百万円】

## ＜対策のポイント＞

麦・大豆等の畑作物等の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

## ＜事業目標＞

○ 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上【令和7年度まで】）

## ＜事業の内容＞

畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備、水稲から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な排水改良やパイプライン化等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

【附帯事業】作付転換に応じた推進費

【実施区域】 農振農用地

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2名以上、

工事期間5年以内 等

## ＜事業の流れ＞



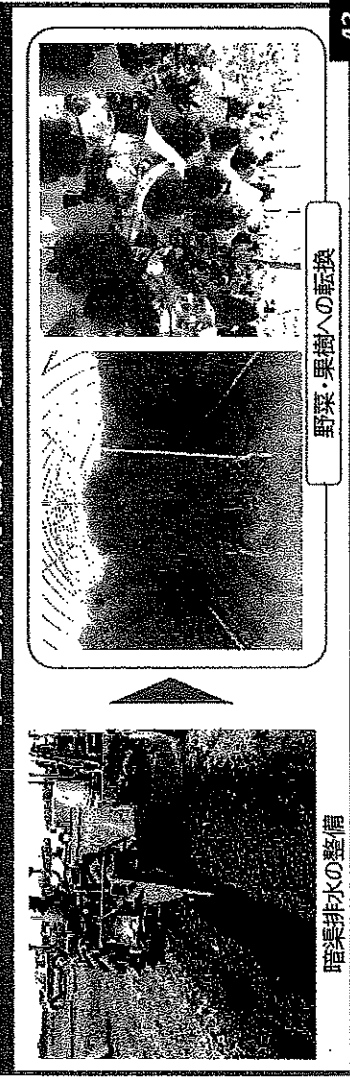
※事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）

## ＜事業イメージ＞

### 畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



### 水田地域の作付転換への支援



## 畑作等促進整備事業

○ 畑作・園芸作の振興を図るため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や排水改良、区画整理、農道整備、水稲から畑作物・園芸作物への転換に必要な暗渠排水や客土、パイプライン化等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

事業概要	
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費：200万円以上</li> <li>・農業者数：2者以上</li> <li>・対象区域：農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること）</li> <li>・工事期間：5年以内</li> </ul>
実施主体	都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人
事業内容	<p>1 定率助成（平地50%、中山間地域55%等）</p> <p>(1) ハード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、営農環境整備、小規模園地整備、園芸施設の撤去及び設置</li> </ul> <p>(2) ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用調整、地形図作成、農地集積、集団化、調査設計、実証ほ場、定着推進、施設・機械リース、専門家による指導助言・研修</li> </ul> <p>2 定額助成（標準的な工事費の1/2相当）</p> <p>(1) ハード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区画拡大（畦畔除去等）、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、土層改良、客土、更新整備</li> </ul> <p>(2) ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利関係、農家意向把握等に係る調査・調整、果樹・茶に係る新植・改植支援、専門家による指導助言・研修</li> </ul>

### 作付転換支援

受益地内の全ての水稲を畑作物・園芸作物に転換した場合※1

- ・定率事業について、ガイドライン※2上の農家負担額を上限とする推進費を交付
- ・定額事業について、工事費単価を10/10相当に引上げ

※1 転換した農地は水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外

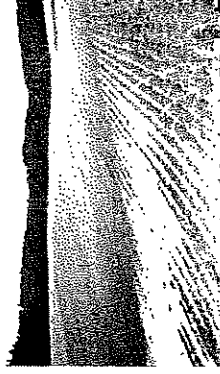
※2 土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針



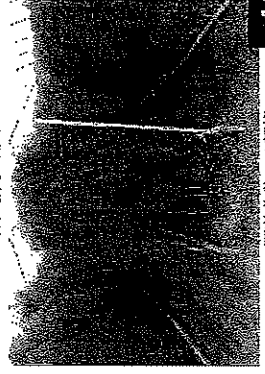
畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良



園芸作物への転換

農山漁村振興交付金のうち  
最適土地利用総合対策

【令和5年度予算概算決定額 9,070 (9,752) 百万円の内数】  
【令和4年度補正予算額 (中山間地域等農用地保全総合対策) 1,440百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

＜事業目標＞

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数 (100地区 [令和8年度まで])

＜事業の内容＞

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な豊潤地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間】 最大5年間

【交付率(上限)】 定額 (1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、<sup>(\*)</sup> 農用地保全等推進員 250万円/年)、5.5/10 等

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間】 1年間

【交付率】 定額

※ 下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

定額、5.5/10等



＜事業イメージ＞

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1	地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施	【地域ぐるみの話し合い】	【土地利用構想の概定】	【農用地保全の実証的な取組】
Step 2	土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施	【土地利用構想図の策定】	【粗放的利用のための条件整備】	【農用地保全による基盤整備】
		【需獣活動簿】	【豊産作物の作付け】	【農用ハウスの整備】
			【計画的な植林】	【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現



○ 飼料自給率向上総合緊急対策のうち

# 耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業

【令和4年度補正予算額 2,956百万円】

## <対策のポイント>

輸入飼料価格が高騰する中、国内の飼料生産基盤に立脚した畜産経営への転換を推進するため、全国団体等の支援の下、畜産農家を支援する農協等が、耕種農家を支援する地域農業再生協議会等と協議会を構築し、マッチングを行うことにより、畜産サイドと耕種サイドが長期の利用供給契約に基づき、国産飼料を供給する等、国産飼料の利用拡大のための新たな枠組みの構築を支援し、飼料自給率の向上を強力に推進します。

## <事業目標>

飼料自給率の向上 (25% [平成30年度] → 34% [令和12年度まで])

## <事業の内容>

### 1. 耕畜連携国産飼料利用拡大

#### ① 国産飼料利用供給推進

協議会のマッチングにより、畜産農家等が耕種農家等から長期（3年以上）の利用供給契約に基づき、飼料作物の供給を受け、当該畜産農家等が耕種農家等に対し、飼料分析・給与情報等を提供する取組を支援します。

【交付対象】青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草 7,800円/㍏以内  
子実用とうもろこし 12,000円/㍏以内

※交付対象重量は、国産飼料作物について利用拡大した数量とする。

#### ② 耕畜連携飼料生産組織取組拡大

①の取組において飼料生産組織が飼料作物の生産作業を行うのに必要な機械等の導入を支援します。

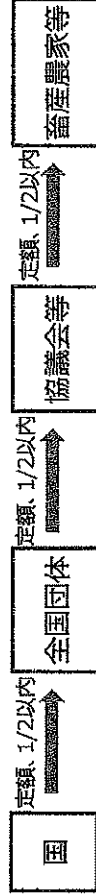
### 2. 耕畜連携国産飼料利用拡大推進（地域推進型）

農協等が地域農業再生協議会等と協議会を構築して行う、畜産農家等と耕種農家等の国産飼料作物の利用供給のためのマッチング活動や、耕種農家等に対する飼料作物生産に係る技術指導等の取組を支援します。

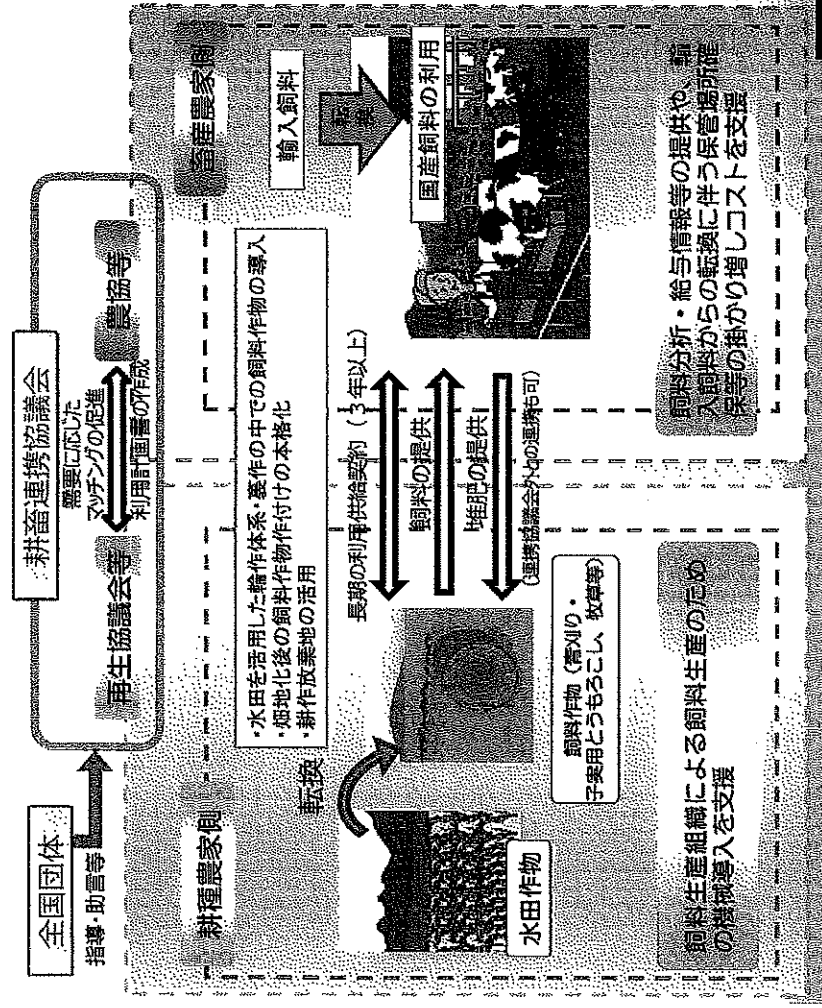
### 3. 耕畜連携国産飼料利用拡大推進（全国推進型）

全国団体が行う協議会等に対する指導・助言の取組等を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



# 水田農業の未来を考える動画コンテンツの配信について

令和5年産の作付計画や中長期的な産地づくりの方針などを検討する際に必要となる、水田農業の取組方針や、飼料用米の支援のあり方、米の輸出、麦、大豆などの各品目の需給動向などの情報を解説動画として配信します。

地域における産地づくりの話し合いの際などに是非ご活用ください。

昨年  
計2.2万回  
再生！

YouTube (MAFFチャンネル) に公開中！ぜひご視聴ください！

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMvwvhD9xvwhfSmCIHpzqYA8sDr6w3Sfcl>

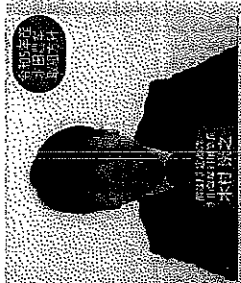


## 1-1. 令和5年産に向けた水田農業の取組方針

### 1-2. 畑地支援について

### 1-3. 令和5年度水田関連予算

【企画課水田農業対策室長】 木村 崇之



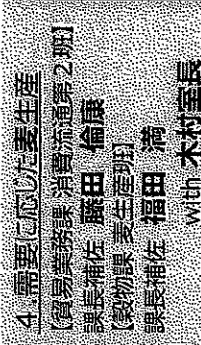
## 2. 米の輸出をめぐる状況について

【企画課  
戦略的輸出事業者対策班】  
課長補佐  
富吉 要一郎  
with 木村室長



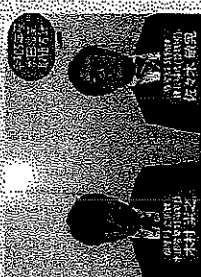
## 3. 米粉をめぐる状況について

【穀物課  
新用途米穀推進班】  
課長補佐  
小俣 範雄  
with 木村室長



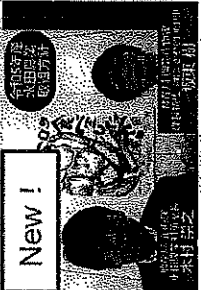
## 5. 大豆の需量について

【穀物課 豆類班】  
課長補佐  
佐々木 敏晃  
with 木村室長



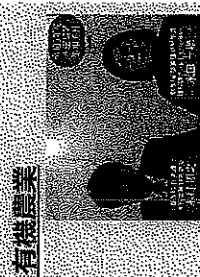
## 6. 野菜の需給動向等について

【園芸作物課  
園芸流通加工第1班】  
課長補佐  
坂東 樹  
with 木村室長



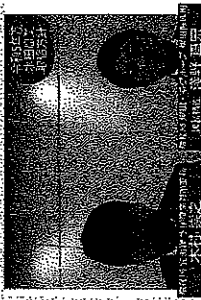
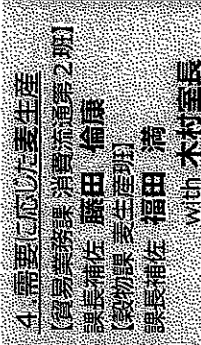
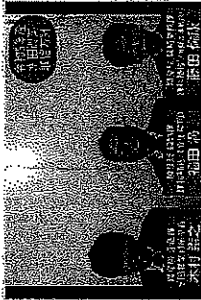
## 8. 土づくり (地力増進作物) ・有機農業

【農業環境対策課  
総括及び総務班】  
課長補佐  
永田 一穂  
with 木村室長



## 9. 水田における飼料作物(青刈りとうもろこし等)の生産拡大について

【畜産局飼料課  
飼料生産振興班】  
課長補佐  
高藤 将司  
with 木村室長



## 総合窓口

農林水産省 農産局 企画課  
水田農業対策室土地利型農業調整班  
【電話】03-6744-7135 (内線4778)

1. 農林水産業を取り巻く情勢の変化

○ 生産者の減少・高齢化  
直近25年間で、農業従事者数はほぼ半減し  
高齢化や農地面積の減少も進行。

項目	1995年	2022年	2030年
生産者数	256万人	123万人	504万人
60代以下	78%	83%	85%
平均年齢	59.6歳	67.9歳	73.5歳
農地面積	504万ha	435万ha	435万ha

※ 2022年推定値  
※ 2030年推定値

○ 国内市場の縮小



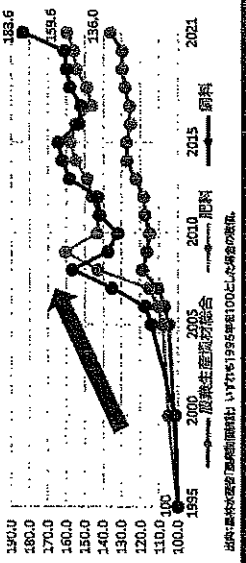
○ 地球環境等への配慮のルーラル化

「Farm to Fork戦略」(2020.5)※  
2030年までに化学農薬の使用  
及びリスクを50%減、有機農業を  
25%に拡大

EU

※ 2021年の農産物生産者に対するEUの環境政策に関する調査結果

○ 国際的な需要の増加による生産資材等の  
長期的な価格上昇、調達不安定化



2. 農林水産政策の展開方法(第1回基本法本部)

食料安全保障の  
強化

スマート農林水産業等  
による成長産業化

農林水産物・  
食品の輸出促進

農林水産業の  
グリーン化

全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、世界的な食料情勢や、気候変動、海外の食市場の拡大等の状況を踏まえ、制定後約20年間で初めての法改正を見据え、総合的な検証・見直しを進めるよう岸田総理から指示。

○ 経緯

令和4年9月9日 岸田総理の指示を受け、野村農林水産大臣が検討を指示。  
令和4年9月29日 食料・農業・農村政策審議会の下に「基本法検証部会」を設置。

○ 検証部会

【これまでの議論】  
検証部会は10月18日の第1回以降、月2回程度のペースで開催され、2月10日の第9回までに基本理念に係るテーマごとに有識者ヒアリング、施策の検証、意見交換等を実施。

- ・ 食料の安定供給の確保(食料安全保障、輸出促進を含む)
- ・ 農業の持続的な発展 ・ 農村の振興 ・ 多面的機能の発揮

【今後の進め方】

令和5年2～4月 これまでの有識者ヒアリング等を踏まえ、以下のテーマについて議論。  
・ 基本理念 ・ 施策の方向(食料・農業・農村・環境) ・ 基本計画  
令和5年5月 取りまとめに向けた議論を開始。  
令和5年6月 食料・農業・農村政策の新たな展開方向について中間取りまとめ。

3. 食料安全保障強化政策大綱の策定(令和4年12月27日)

- 食料の安定供給の基盤強化に向けて継続的に対策を講ずるため、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において大綱を策定。
- 食料安全保障の取組を中心に大綱に位置付けつつ、スマート、輸出、グリーン化も対策を取りまとめ。
- 現在進められている基本法の検証・見直しの結果を踏まえ、大綱に基づく施策を見直し。

# 【参考】食料・農業・農村基本法検証部会における各回の「ポイント」と「論点」①

## テーマ：食料の安定供給の確保(食料安全保障、輸出促進を含む)

### 第1回(R.4.10/18) 食料の輸入リスク

#### 【ポイント】

- 輸入は食料安定供給に重要な手段
- 近年、輸入が不安定化
- 日本の輸入シェア・購買力の低下
- 生産資材の輸入リスクも考える必要

#### 【論点】

- 左記の輸入リスク直面を踏まえ、施策を考えることが必要か
- ✓ 輸入に依存する食料の国産化、肥料について、国内資源の有効活用を進める。
- ✓ 輸入依存の大きい食料・生産資材について、輸入の安定に関する施策を検討する。

### 第2回(R.4.11/2) 国内市場の将来展望と輸出の役割

#### 【ポイント】

- 食料安定供給について、国内市場のみを対象とすることは、持続可能な農業の制約要因。
- 持続的な農業の確立のため、成長する海外市場も視野。
- 安定的な食料供給のために、農業・食品産業の事業継続の阻害要因を取り除く必要。

#### 【論点】

- 左記の状況を踏まえ、施策を考えることが必要か。
- ✓ 我が国の農業・食品産業を国内に加え、海外市場も志向する産業に転換する。
- ✓ 輸出促進のため、①輸出産地の育成、②官民での組織づくりを強化。
- ✓ 持続的な農業・食品産業のため、適正な価格形成の在り方について検討する。
- ✓ このような取組を進めるため、フードチェーン全体が参加する業種横断的な仕組みづくりを検討する。
- ✓ 持続的な農業・食品産業のため、円滑な世代交代、事業継承を進める。

### 第3回(R.4.11/11) 国際的な食料安全保障に関する考え方

#### 【ポイント】

- 国際的には、「国民一人一人が健康な食生活を享受できること」が主流。
- 英国は、平時において定期的に食料安全保障にかかる指標をチャェック。
- 日本も、平時の食料安リスクが顕在化。
- ① 国際価格の変動等、輸入リスクが増加。
- ② 不採算地域には、モノが届けられない。
- ③ 経済的弱者が食生活を維持できない。

#### 【論点】

- 左記の状況を踏まえ、施策を考えることが必要か。
- ✓ 輸入リスクへの対応や国民一人一人が健康な食生活を享受できることを位置づける必要か。
- ✓ 国民の健康な食生活を確保するため、都市部も含め、以下のような点を考えることが必要か。
- ① 食品アクセス困難者や経済的弱者への対策の在り方
- ② 国民の生涯を通じた健全な食生活実践に向けた知識や判断力の習得
- ③ 国民に食料を届けるため、特に地域の食品製造・流通・小売による供給体制の在り方
- ✓ 平時の食料安全保障に対し、改善をチャェックしていく仕組みが必要か。
- ✓ 不測時の食料安全保障の定義の明確化や、不測時の対応について、改めて検討する必要。

# 【参考】食料・農業・農村基本法検証委員会における各回の「ポイント」と「論点」②

## テーマ：農業の持続的な発展

### 第4回(R.4.11/25) 人口減少下における担い手の確保

#### 【ポイント】

- 今後20年で、基幹的農業従事者数は現在の約1/4まで激減。(約120万人→30万人)
- 「効率的かつ安定的な農業経営」を目指す認定農業者等が農地等の農業生産基盤の維持や食料供給に重要な役割。
- 今後、法人経営は、食料生産・供給で重要な役割。一方で、経営基盤は他産業と比べて脆弱。また、雇用労働力の確保が課題。
- 外国人労働者の安定的な確保のためには、環境整備が必要。
- かつての主たる農業者層のような規模で若い就農者を確保することは困難。

#### 【論点】

- 左記の状況を踏まえ、施策を考えることが必要か
- ✓ 離農する経営体の農地の受け皿を確保することから、
  - ① 引き続き、地域農業に欠かせない個人経営の経営発展を支援する必要がある一方、
  - ② 農業法人について、現行基本法にある「法人化の推進」だけでなく、その果たすべき役割を明確化しつつ、経営発展を支援していくことが必要ではないか。
- ✓ 農業法人が持続的に食料供給の一定割合を担っていくためには、
  - － 農業法人の経営基盤の強化の在り方
  - － また、雇用労働力の確保の必要性から、労働環境の整備や地域内外での労働力の調整の在り方を検討することが必要ではないか。
- ✓ 個人は、経営継承で持続性の課題を抱え、後継者、新規就農者を確保する必要があることから、
  - － 多様な手法で多様な人材の就農を促すことが必要ではないか。
  - － 経営を継承する者の確保や円滑な経営継承のための方策を検討すべきではないか。

### 第5回(R.4.12/9) 需要に応じた生産

#### 【ポイント】

- 旧農業基本法では、選択的拡大の考え方のもと、農業生産の調整に取り組んできたが、価格政策が併せて行われた結果、需給のミスマッチを招いた。
- 現行基本法では、価格政策から脱却し、農産物の価格を市場に委ねることによって、需要に応じた農業生産が行われることを期待したが、生産側は需要に合わせるようシフトできず。
- その背景には、稲作経営は他品目に比べ農外収入が大きく、生産構造から転換できておらず稲作が固定化したことが挙げられる。
- 食料安保の観点から農地の有効利用が必要だが、水稲作中心の生産体制が温存の一方、需要ある作物への転換が十分に進まず、現場では農地余り。
- 今後、我が国が急速に変化していく中、水稲作中心の構造を転換し、生産増大を求められている小麦、大豆、飼料等を生産していく必要。

#### 【論点】

- 食料安保の観点から、需要に応じた生産に誘導するため、市場に委ねるだけでなく、ニーズのある作物への転換について、政策として推進する必要がある。
- 地域計画なども活用し、水田を畑地化し、耕地利用率を高めつつ、食料安保上、増産が求められる小麦、大豆、野菜、飼料等の生産に転換することが重要。
- 各品目については、以下のような取組も必要ではないか。
  - ✓ 米：畑作物への転換、水田の畑地化等を促す仕組み検討、海外市場の更なる開拓、米粉需要への対応、業務用米の安定供給を推進。それぞれに適した専用品種の作付を推進。
  - ✓ 小麦、大豆：供給量の安定化、需要に応じた品質の確保、生産性の向上の取組。
  - ✓ 野菜：加工用、冷凍野菜の需要増加が見込まれる中、国産で対応するため、加工に適した品種の導入、作付・流通体系の導入、生産性の向上の取組。
  - ✓ 果樹：需要減少を上回るペースで生産が縮小していることを踏まえ、省力化等に対応した樹園地の整備や担い手・労働力の確保等の生産供給体制の強化。茶は、海外需要のある有機栽培茶の生産拡大を図っていくべき。
  - ✓ 飼料：畜産農家による自給飼料増産に様々な課題があることを踏まえ、畜産側と耕種側が意欲的かつ持続的に連携する体制をどのように実現させるかなど、飼料自給率を向上させる更なる施策の検討。

# 【参考】食料・農業・農村基本法検証委員会における各回の「ポイント」と「論点」③

## テーマ：農業の持続的な発展

### 第6回(R.4.12/23) 食料安定供給のための生産性向上・技術開発

#### 【ポイント】

- 諸外国では、農業経営体数や耕地面積が減少する中でも生産性を向上させ、農業生産を増加させてきており、日本においても生産性向上の余地は存在。土地生産性や労働生産性を飛躍的に向上させるためには、技術革新が必要。
- 先端技術を活用したスマート農業の実装に当たっては導入コストの低減が課題。そのため、農業支援サービス事業者へのアウトソーシングが必要。
- 生産性向上には品種開発も重要であり、育成システム・体制の刷新が必要。
- 農業の研究開発競争が加速化する中で、研究投資の充実、我が国で頑張る農業分野でのスタートアップの活性化が重要。

#### 【論点】

- 人口減少により、農業経営体数が減少し、農地の有効利用も課題になる中で、食料の安定供給を実現するためには、特に国産化が求められる品目を中心に生産性の向上を推進していく必要。
- 生産性の向上については、スマート農業の導入が重要になるため、労働生産性の向上に向けた戦略的な技術開発、導入の推進を図る必要。
- また、スマート農業の実装にあたっては、農業者の過剰投資を招かないよう、アウトソーシング先としての、農業支援サービス事業者の育成、普及を図る必要があるのではないかと。
- 農業者の支援にかかる事務負担の軽減や、スマート農業に必要なデータを充実する上でも、行政との関わりが深い食料・農業・農村施策の分野においては、国及び自治体のDX化を進めていく必要があるのではないかと。
- 新品種の開発が維持されるよう、研究開発の充実、国・自治体・民間会社の連携を進める必要。また、品種開発に当たっては、海外市場も視野に入れた品種の開発を促進する必要。
- 基礎研究がこれまでの画期的な技術・品種開発を下支えしてきた一方、資金や人材、施設の老朽化を始めとした研究環境が諸外国に見劣りする中で、今後は民間投資も含めて資金調達を確保する等、研究基盤を強化する必要。

### 第7回(R.5.1/13) 持続可能な農業の確立

#### 【ポイント】

- 現行基本法では、農業の外部経済効果を多面的機能として位置づけ。
- 農業の環境負荷などの外部不経済効果が着目される中で、食料供給も生態系のサービスの一つと見直し、トータルの生態系サービスを向上させるという議論が主流。
- 農業における、人権配慮、アニマルウェルフェア等の社会的課題も提起されている。
- 持続可能な農業を主流化にするべく、各国では農業施策を見直し。
- 食品産業も持続的に生産された原料を使用し、食品ロスを削減する等、持続可能な産業に転換する方向。
- 我が国はこれらを踏まえ、みどり戦略に取り組み、環境や持続可能性に配慮した行動の変化が求められるため、消費者意識の醸成が必要。
- 気候変動等の環境変化が農業に及ぼす栽培適地の変化、大規模な自然災害の増加、家畜の伝染性疾病や病害虫の侵入・まん延などにも適切に対応する必要。

#### 【論点】

- ✓ 我が国においても、食料供給を生態系サービスの一つと位置づけるという国際的な議論に合わせ、持続可能な農業を主流化する必要があるのではないかと。
- ✓ 食品産業や流通・消費も含め、フードチェーン全体で、食品ロス削減や持続可能性に配慮した輸入原材料調達、小売・流通や消費者の行動変容など、持続可能性に向けた取組が必要ではないかと。
- ✓ 持続可能な農業を一部の人の取組ではなく普遍的なものとするため、地域全体で取組を進める仕組みや、それを実現するための「政策手法のグリーン化」を推進する必要があるのではないかと。
- ✓ 気候変動等による栽培適地の変化、大規模な自然災害の増加、家畜の伝染性疾病や病害虫の侵入・まん延などのリスクが広がる中、品種開発、技術開発や水際対策の強化等に加え、個々の生産者・生産地域においても、リスク管理の意識を更に高め、対応を強化する必要があるのではないかと。

# 【参考】食料・農業・農村基本法検証部会における各回の「ポイント」と「論点」④

## テーマ：農村の振興

### 第8回(R.5.1/27) 農村の振興

#### 【ポイント】

- 農村では人口減少・高齢化のスピードが速く、集落の小規模化や集落活動の停滞の悪化の懸念が高まっている。
- 農村の維持のため、人口減少・高齢化を補う移住・定住、二地域居住、関係人口の増加を図る取組等が進められている。
- 用排水施設などのインフラの維持が重要。
- ダム、頭首工等の基幹施設の維持管理については、主に土地改良区が担っているが、農業者数が減少する中、施設の集約・再編・撤去やICT等の活用による維持管理の効率化が必要。
- また、水路等の末端施設の維持管理については、集落や農業者等による共同活動で担われているが、非農業者の参画を促進する一方で、農業者、非農業者ともに減少することを踏まえた対策の検討が必要。
- 鳥獣被害も顕在化しており、鳥獣被害対策も必要。

#### 【論点】

- ✓ 農業生産活動を継続するためには、農村コミュニティの機能を維持することが不可欠であることから、農村部への移住・関係人口の増加、起業による就労機会の増大などに向け、関係省庁や自治体、民間企業と連携して取り組む必要があるのではないかと。
- ✓ 一方で、自然減により、農村の共同活動によって担われてきた用排水施設の管理機能が低下することは避けられない問題であることから、人口減少を前提として、管理対象や管理主体を明確にした上で、その管理の継続の在り方を検討すべきではないかと。
- ✓ 農業者数の減少を見込んだ上で、農業生産活動の継続のみならず、住民の安全確保にも資するよう、鳥獣被害の防止のための体制整備を行う必要があるのではないかと。

### 第9回(R.5.2/10) 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化

#### 【備蓄】

- 国民への食料の安定供給については、国内の生産の増大を図りつつ、輸入と備蓄を適切に組み合わせて行うこととしている。
- 輸入に依存している品目・物資の備蓄をはじめ、国内需要や輸入先国の調達リスク等も考慮して食料安保の観点からも備蓄を活用が必要。
- 一方、備蓄運営は少なくとも、効果的・効率的な備蓄運営の在り方を検討する必要がある。

#### 【食料安全・食品表示】

- 基本法施行後20年の間、2003年に食品安全基本法を制定し、世界的な潮流となったリスク分析やフードチェーンアプローチ等の考え方を導入、食料安全の確保に関する体制を整備・強化。
- 米国やEU等では一部の食品についてHACCPベースの食品安全管理を国内外問わず求めるなど、食料安全の確保は国民の健康保護はもとより産業競争力にも直結する課題。
- 食品表示制度は、国際基準との整合性の観点から踏まえ、見直しを進めていく。食料安全の確保に係る各種リスク管理措置は、科学的知見に基づき行われている国際的に共通なリスク分析等の考え方を踏まえ、見直し・対策の充実強化。

#### 【知的財産】

- 優良品種が海外流出し、得られるべき利益を逸している事例が相次いでおり、知的財産の適切な管理・活用は、農業競争力の維持強化に不可欠。
- 他方で、農業分野では、生産技術や品種等の知的財産としての価値の認識等に乏しいことから、農業者等の意識の普及・啓発、流出防止等を協力に進めるべき。
- また、植物品種の「育成者権管理機関」の設立をはじめとして、農業・食品分野の知的財産の管理・活用に向けた取組を一層推進していくべき。

## 【参考】食料・農業・農村基本法検証部会「今後の展開方向」①

### 第10回(R.5.2/24) 今後の展開方向(基本理念)

- (1) 国民一人一人の食料安全保障の確立  
食料安全保障の定義を、国民の視点に立って、「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。そのために以下を行う。
  - ① 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善  
都市部を含めて、買い物困難者等の解消や、経済的理由により十分な食料を手でできない者を支援するフードバンクの活動の強化のため、地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制を整え、食品への良好なアクセスを確保すること。
  - ② 食料の安定供給のための総合的な取組  
食料の安定供給については、国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用なども一層重視すること。
  - ③ 海外市場も視野に入れた産業への転換  
人口が減少し、国内市場が縮小する中で、農業及び食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換すること。
  - ④ 適切な価格形成に向けたフードシステムの構築  
消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能なフードシステムを構築し、市場における適切な価格形成を実現する。
- (2) 環境負荷の低減を図る持続可能な農業・食品産業への転換  
気候変動・海外の環境規制に対応しつつ、将来にわたって食料を安定的・持続的に供給できるよう、より環境負荷の低減に貢献する農業・食品産業への転換を目指す。
- (3) 人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業経営  
今後、離農する農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定され、農地の集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業技術、新品種の導入を始めとして生産性を向上することによって、農業の持続的な発展を図り、安定的な食料供給を確保する。
- (4) 農村への移住・関係人口の増加、農村コミュニティの維持、農村コミュニティの確保  
地方自治体間の連携の促進、農業以外の産業との連携の強化、農村における生活利便性の向上等を通じて、都市から農村への移住、都市と農村の二地域居住、地域内でのビジネスにおけるイノベーションの創造などによって農村部と関係を持つ、いわゆる関係人口の増加を実現することで農村のコミュニティ機能を維持する。また、人口減少により農村としての機能が低下した地域においても農業生産活動を維持するための生産基盤の維持管理を図る。



## 【参考】食料・農業・農村基本法検証部会「今後の展開方向」②

### 第11回(R.5.3/14) 今後の施策の方向(食料)

- (1) 食品アクセス(国民一人一人の食料安全保障、食品流通問題)  
産地から消費地までの幹線物流の効率化など、食品流通上の課題への対応とともに食品アクセスに関する課題や実態を把握、食に関する関係者が連携する体制の構築を支援。国民の健康な食生活確保の立場から食品関連事業者やフードバンク等の役割明確化・支援強化。
- (2) 適正な価格形成のための施策  
需要に応じて生産された農産物等の適正な価格形成が必要。フードチェーンの各段階でのコストを把握し共有。生産から消費に至るフードシステム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討。適正価格は、消費者や事業者など関係者の理解醸成が必要。
- (3) 食品産業の持続的な発展  
原材料調達先の多角化や国産原材料の利用促進、生産性向上、輸出拡大、海外進出、事業承継の円滑化を推進、原料調達等で持続性のある食品産業への移行を一層推進。持続可能な供給に資するバイオテクノロジーやデジタル技術が発展、新技術活用や新ビジネスモデル育成を促進。
- (4) 食料消費施策  
海外市場を見据えた農業・食品産業への転換。安定的な輸入確保を図る食品安全等のリスク管理を措置。食品表示は必要に応じて見直し。安全性の確保や環境に配慮した食品生産にはコストを要することの消費者理解の醸成。消費者への適切な情報提供、食育等の推進も通じて、消費者自らが消費生活の必要な知識を習得、必要な情報を収集、持続可能な食料の供給に一層積極的に関与できるように促し。
- (5) 輸出政策(国内農業生産の維持に不可欠な要素として位置付け)  
輸出を国内農業・食品産業の維持・強化に不可欠な要素として位置付け、農業者等に裨益する効果を検証。輸出産地の形成や食品安全・環境に係る規制対応のための施設整備、人材育成により供給力を向上。海外の消費者・実需者のニーズに対応したフードシステムを構築。  
海外の食品安全・環境の規格・基準に輸出事業者が対応する必要があるが、輸出の裾野を広げるため、我が国の規格・基準の国際標準化を推進。
- (6) 輸入政策(水際での検疫、輸入の安定化)  
輸入に伴う動物疾病や植物病害虫の侵入リスクに対応した、水際検疫の強化。農産物や生産資材の安定輸入のため海外情報の収集や情報共有、投資拡大を促進。輸入先との間で、政府間・民間事業者間で安定的な輸入に係る仕組み作りなどを推進。
- (7) 備蓄政策  
食料安保の観点から備蓄制度を有効活用していくべく、輸入依存品目・物資についても国内需要、海外での生産や保管状況、海運などの輸送、財政負担等も総合的に考慮し、適切な水準を含め効果的・効率的な備蓄運営の在り方を検討。
- (8) 不測の事態における食料安全保障  
事態宣言の手続き明確化、最低限度必要な食料の平時の確保水準・増産・生産資材割当、流通統制や国民への配分の有効性のある対応検討。
- (9) 世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力の推進  
途上国での食料生産を強化し国際食糧の安定化を図りつつ、我が国への食料供給を行う途上国の流通ルート確保に資する国際協力を推進。

## 【参考】食料・農業・農村基本法検証部会「今後の展開方法」③

### 第12回(R.5/3/27) 今後の施策の方向(農業)

- (1) 個人経営の経営発展の支援  
引き続き効率的かつ安定的な農業経営の相当数を占めると想定され、地域農業に欠かせない経営発展意欲のある個人経営について、今後その経営発展を支援、農地をはじめとした経営基盤が第三者を含め円滑に継承されるための対策を講ずる。
- (2) 農業法人の経営基盤の強化等  
持続的な食料供給を行うためには、離農する経営の農地の受け皿となる農業法人が、将来にわたり安定的に農業経営を継続していく必要。その経営基盤強化のため、経営を行う上で標準的な営農類型ごとの財務指標の水準を整理し、効率的かつ安定的な農業法人像を明確化、その実現のための施策を実施。また、適正な価格形成を通じた経営発展・経営基盤の強化の観点から、原価管理を含めた農業者の経営管理能力の向上などを促進。
- (3) 農地の確保及び適正・有効利用  
我が国の食料安全保障を強化するため、食料生産基盤である優良な農地を確保するとともに、その適正かつ効率的な利用を図る必要。また、農業者等による話し合いを踏まえて、将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化し、その実現に向けて、農地バンクの活用により農地の集積・集約化を進めていく。その際、食料安全保障・地域の所得向上の観点に立って、地域の将来の農業の在り方を話し合い、どのような作物を生産していくかを決めていく必要。
- (4) 需要に応じた生産  
国産転換が求められる小麦、大豆、飼料作物について、国内生産の増大を積極的かつ効率的に図る。また、加工・業務用野菜、米粉用米などの加工や外食等で需要の高まりが見込まれる作物についても、水田の畑地化・汎用化などを通じて、生産拡大・定着を図る。
- (5) 農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化  
ダム、頭首工等の農業用排水施設等について、集約・再編、省エネ化・再エネ利用、ICT等の新技術活用等を推進し、維持管理を効率化。また、二イフサイクルコストを縮減するとともに、突発事故の発生防止のため、ドローン、ロボット等も活用して施設の管理水準を向上、適期の更新整備を推進。さらに、土地改良区の合併、区域拡大や事務連合の設立、多様な主体との連携を促進。
- (6) 人材の育成・確保  
外国人労働者も含め多様な雇用労働力の確保が重要。労働環境の整備や地域内外での労働力調整に関する施策を行う。  
また、雇用確保や事業拡大、新技術の導入などの様々な経営課題に対応できる人材の育成・確保を図るため、農業教育機関等における教育内容の充実・高度化や、農業者のリスキリングを推進。加えて、生活者の視点を持つ女性農業者が力を発揮できるよう地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成を推進。  
さらに、国産農産物や環境に配慮した食品などを積極的に選択する意識を事業者も含め国民に醸成するため、こどもから大人までの世代を通じた農業体験などの食育や地産地消といった施策を官民が協働して幅広く進めていく。

## 【参考】食料・農業・農村基本法検証部会「今後の展開方法」③

### 第12回(R.5.3/27) 今後の施策の方向(農業)

- (7) 生産性向上のためのスマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDX  
生産性向上のために必要な技術や品種の開発・普及、これらに資するほ場の大区画化、情報通信環境等の基盤整備や人材育成、規格策定・標準化等の環境整備を進める。また、スマート農業等の先端技術を活用した作業代行等を提供する農業支援サービス事業体の育成・活用を推進する。デジタル技術やデータを活用した生産性の高い農業経営を通じて、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業を表現するため、農業・食関連産業のDXに向けた取組を進め、生産から流通、販売におけるイノベーションを効果的に推進し、生産性向上を図っていく。  
さらに、スマート農業や品種開発など国際的な研究開発競争が激しい分野においては、産学官連携による研究開発の推進、研究開発型スタートアップの育成、民間の研究開発投資の充実を図る。
- (8) 農福連携の推進等  
障害者等の就労や生きがいづくり、新たな働き手の確保の観点から、農福連携の推進のための施策を推進。農業分野における女性農業者及び高齢農業者の参画・活躍がますます重要となる中で今後も引き続きその推進を図る。
- (9) 知的財産の保護・活用の推進  
我が国農産物のブランドや品質価値を守るため、種苗法やGI法など知的財産の保護に係る法令に基づく審査や表行体制の充実を図るほか、栽培技術等の営業秘密の管理、商標やGIを活用したブランド化等を含め、農業分野において知的財産を戦略的に活用できる専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力を強化。知的財産の創出や保護に係るコストを価格に反映し、適切なライセンス収入を得られるような知財ビジネスを普及、公的機関や中小種苗会社などの育成者権者の知的財産の保護・活用を促すための育成者権管理機関の設立及びその取組を推進。
- (10) 経営安定対策の充実  
各種品目別の経営安定対策や、収入保険などのセーフティネット対策を引き続き講じていくとともに、普及・利用を促進。
- (11) 災害や気候変動への対応強化  
気候変動や災害等に強い農業の構築のため、気候変動に適應する技術や品種の開発・普及、気候変動等の影響を考慮した作物の導入、生産基盤の防災・減災機能を維持・強化。
- (12) 生産資材の価格安定化に向けた国産化の推進等  
生産資材、輸入価格の変動による経営への影響を回避するため、生産資材ごとの状況に応じて輸入の安定化や備蓄に関する施策に取り組みつつ、使用低減の努力に加え、国内資源を有効活用。輸入に依存する肥料は、国内での使用削減や、たい肥、下水汚泥資源の利用拡大を積極的かつ効果的に図る。
- (13) 動植物防疫対策の強化  
気候変動や国境を越えた物流・交通の活発化を踏まえ、疾病や病害虫の侵入、まん延リスクにも対応した水際及び早期発見・早期防除に係る対策の推進、飼養衛生管理や総合防除の徹底等の国内防疫対策の強化、これらに必要な技術開発を進める。

## 【参考】食料・農業・農村基本法検証部会「今後の展開方向」④

### 第13回(R.5.4/14) 今後の施策の方向(農村)

- (1) 人口減少下における末端の農業インフラの保全管理  
市町村の関与の下、農地の農業上の利用や粗放的な管理、林地化といった最適な土地利用の姿を明確にした上で、開水路の管路化、畦畔の拡幅、法面の被覆等による作業の省力化やICT導入やDXの活用等による作業の効率化、施設の集約・再編を推進する。あわせて、集落間の連携、共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進、土地改良区による作業確保等、保全管理を継続できるようにするための施策を講ずる。
- (2) 農村におけるビジネスの創出  
農村人口の維持に向けては、農村における仕事と生活の両面での利便性の向上等を図るため、農村における産業の振興や農村での起業を進めるための施策を講ずる。加えて、積極的に都市から農村への移住を進め、具体的な方策として、転職を必要としない移住等、政府全体で、DXを進めるための情報基盤の整備など、自治体間の連携を促進しつつ、農村における新たな環境整備を進める。
- (3) 都市と農村の交流、農的関係人口の増加  
特定の農村に継続的な関係を持つ者を増加させていくことで、当該地域における消費の拡大やボランティアなどによる集落機能の補完などを進める必要。農業・農村に関わる関係人口を増加させるため、従来の都市と農村の交流に加え、二地域居住や農泊などの推進、非農業者が農村の共同活動に参加するための農村RMQなどの整備を推進する。
- (4) 多様な人材の活用による農村の機能の確保  
農地を保全し、集落の機能を維持するためには、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体の役割が重要であるとともに、農業を副業的に営む経営体や自給的農家が一定の役割を果たすことも踏まえ、地域の話し合いを基に、これらの者が農地の保全・管理を継続する取組を進める。集落機能の維持が困難である集落については、農業生産の維持のため、集落内外に存在する非農業者やNPO法人などの集落活動への参画などを推進する。それでもなお農地利用や集落機能の発揮のための取組が困難な地域においては、集落外から新規参入による農地利用や集落活動への参画を促すといった取組を行う。
- (5) 中山間地域における農業の継続  
集落そのものの存続が困難になり、共同活動による農地保全や地域コミュニティの維持ができなくなる集落が増えることが予想される。そのため、農業生産活動の継続と集落機能の維持が必要と考えられる地域については、中山間地域への条件不利補正等の直接支払いを引き続き推進する。営農条件が悪く担い手もない農地においては、粗放的な管理や林地化等により、農地保全と環境保全を図る。農業生産を維持する場合には、通作での農業生産の維持、末端の農業インフラの保全管理を効果的に継続できるようにするための施策を講ずる。
- (6) 鳥獣被害の防止  
鳥獣による農業や農村の生活環境への被害の防止のために、鳥獣の捕獲や侵入防止、生息環境管理に関する施策を講ずる。特に、捕獲等の強化に向けた人材育成・確保や新技術の活用、広域的な捕獲対策等を推進する。また、捕獲した鳥獣のジビエ等としての有効利用に必要な施設の整備や霊柩などの取組も推進することにより、関係省庁・関係自治体と連携しつつ、持続性のある被害対策の実施体制を構築する。

## 【参考】食料・農業・農村基本法検証部会「今後の展開方向」④

### 第13回(R.5.4/14) 今後の施策の方向(環境)

#### (1) 持続可能な農業の主流化

農業の持続的な発展に関する施策において、

- ① 全ての施策を通じ、環境負荷低減等に取り組みむべきことから、各種支援の実施が環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提としていくこと
  - ② 有機農業の大幅な拡大、水田農業や畜産業における温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進
  - ③ 有機農産物の輸出の促進も視野に、有機農業の持続可能な農業のため、品種や機械などの技術開発、バイオマスやたい肥等の国内未利用資源の有効活用等の施策を講ずる。
- 加えて、アジアモンスーン地域における強靱で持続可能な農業・食料システム構築に向けて貢献する。さらに、人権やアミラルウェルフェアへの配慮等に適切に対応していく。

#### (2) 食料供給以外の持続可能性

温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保全など、地球的な環境課題に対応するため、食料供給との調和に配慮しつつ、

- ① 集落機能が失われ、地域での話し合いの結果、農業利用が困難と判断された農地の林地化
- ② 国産バイオマス原料に関する需要サイドとの連携や研究開発といった取組などを推進する。農村部での再生可能エネルギーによる発電・熱利用を推進する。

#### (3) 持続可能な食品産業

食品産業についても、食料システム全体で政策のグリーン化を進めるという観点から必要な施策を位置づける。具体的には、有機農産物の分別管理や履歴管理などの加工流通段階での取組、環境や人権に配慮した原材料の調達、食品産業における温室効果ガスの排出削減とともに、2030年度までの食品ロス半減目標を着実に達成させるため、製造段階での製造の効率化、賞味期限延長のための技術開発、物流における納品期限(3分の1ルール、短いリードタイム)等の慣習の見直しなどの施策を講ずる。

#### (4) 消費者の環境や持続可能性の理解醸成

持続可能なフードチェーンを維持していくためには、そのために消費者が取り組むことができる行動や、持続可能性に配慮した食料生産はコストがかかることを、事業者が正しく消費者に伝達することを通じ、消費者に伝え、理解を醸成していくことが必要。食育の推進において、持続可能性の確保に向けた生産者の努力と工夫について、ラベルを含めた「見える化」等の取組を推進するなど、消費者への適切な情報提供のための施策を講ずる。

第14回(R.5.4/28) 今後の施策の方向(基本計画等)

1 食料・農業・農村基本計画、食料自給率の目標

- (1) 基本法の基本理念と基本計画のいかい離  
 情勢の大幅な変化が生じた場合には基本法自体を見直すことで、食料・農業・農村政策の基本的な方向性を定めるという基本法の役割を維持するとともに、基本法に掲げる基本理念や方向性を実効性ある施策をもってできるように基本計画の本来の性格を再確認すべき。
- (2) 基本計画の見直し方向  
 基本法において、食料安全保障を、平時から国民一人一人に食料を届けることと位置付けた上で、平時からの食料安全保障を実現する観点から、基本計画については、現状の把握、その分析による課題の明確化、課題解決のための具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定を行うよう見直す。また、これまでと同様、おおむね5年に1回、PDCAサイクルにより施策の見直し、KPIの検証を行う。例えば、
- ① 世界の食料供給能力
  - ② 我が国の食料供給
  - ③ 我が国の食品市場の動向及び消費者の信頼
  - ④ 環境負荷を低減する持続可能な農業・食品産業
  - ⑤ 個人レベルでの食料安全保障
- といったテーマを設定し、それぞれのテーマについて指標を示しつつ、現状の把握、その分析による課題の明確化、課題解決のための具体的施策の検討、施策の評価を行う。
- (3) 食料自給率目標について  
 基本計画の見直しに合わせ、
- ① 自給率目標は、国内生産と望ましい消費の姿に関する目標の一つとし、
  - ② 食料安全保障上の様々な課題を含め、課題の性質に応じ、新しい基本計画で整理される主要な課題に適した数値目標又は課題の内容に応じた目標も活用しながら、定期的に現状を検証する仕組みを設ける。
- 2 不測時における食料安全保障
- (1) 食料安全保障確保体制のあり方  
 不測の事態の対応は、国民生活安定緊急措置法など、農林水産省以外の省庁による対応も含まれ得ることから、関係省庁が連携して対応できるよう、政府全体の意思決定を行う体制のあり方の検討が必要。  
 その際、その体制を整備する法的根拠の有無や、体制を整備する基準についての検討が必要。
- (2) 不測時に求められる措置の再検証  
 食料安全保障のリスクに応じ、様々な措置が考えうるところであるが、現在、不測時の対応の根拠となる国民生活安定緊急措置法や食糧法などで十分な対応を講じられるのか、必要な義務的措置やそれに関連する財政的な措置等の必要性等について、再度検証が必要。

第14回(R.5.4/28) 今後の施策の方向(基本計画等)

3 行政機関及び団体その他

(1) 農業者の経営管理の向上への努力

農業者の減少・高齢化が進行する中、一経営体あたりの経営耕地面積は拡大する傾向。また、それに伴い、雇用による労働力の確保や、生産性向上のためのスマート農業導入の一形態としての農作業のアウトソーシングが必要になることが想定される。

また、適正な価格形成、持続可能な農業の取組に向けては、生産のコストを消費者まで伝達することが必要。生産・加工・流通・小売等の各事業者を通じて、消費者までコスト構造を伝達するためには、フードリチェーンの起点である農業者自らが、コスト構造を把握し、説明できるようにすることが必要。これらのためにも、農業者の経営管理向上の努力が必要。

(2) 消費者の理解の必要性

消費者は、食料消費を通じ、食料の生産、加工、流通等のあり方に影響力を持つという観点から、引き続き、積極的な役割を果たすことが必要であるが、今日においては、食料安全保障に関するリスクの高まりや、持続可能な方法で生産された農産物や食品に対する理解など、食料に対する益々の理解が必要となっており、さらに食料、農業及び農村について正しく理解を深め、食料消費において積極的な役割を果たすことが期待される。

(3) 関係事業者の役割の明確化

現行基本法においては、農業者や食品産業の事業者について、法に定める基本理念の実現や国民に対する食料の供給が図られるよう努めなければならない旨が規定されている。一方で、

- ① 食料安全保障のために必要な、需要に応じて生産された農産物等の適正な価格形成や、個人レベルでの食料安全保障の実現のために、生産・加工・流通・小売等の各事業者や、NPO等の果たす役割、
  - ② 近年、世界の食料供給に係る情勢が不安定となっており、食料だけでなく我が国の農業生産に必要不可欠な生産資材(その原料を含む。)の供給に携わる関係事業者の食料の安定供給に向けて果たす役割
- を踏まえ、これらの事業者等が果たす役割についても、基本法において明確化することを検討すべき。

(4) 団体の役割等

食料・農業・農村に関わる関係団体は、農業者・食品事業者等の経営発展、地域農業・農村の維持・発展を図る取組を後押しするといった役割を、適切かつ十分に果たしていくことが重要。また、その役割の発揮のため、地域の実情に応じて、団体間の連携の強化等を図ることが重要。なお、土地改良区については、今後一層の人口減少・高齢化が進む中で、農業水利施設の保全管理など求められる機能を発揮するため、再編整備等を通じた運営体制の更なる強化が必要。

## 【参考】食料・農業・農村基本法検証部会「今後の展開方向」⑤

### 第14回(R.5.4/28) 今後の施策の方向(基本計画等)

(5)フードシステムを機能させるための団体の役割

これまで我が国の農業・食品産業団体は、農業者、土地改良、食品製造、卸売業、小売業、外食業など、同業者による水平的な組織が主流であったが、当部会で議論してきた課題解決のためには、以下のような垂直的な取組が不可欠。

- ① 適正な価格形成(コストの分布や動向といった状況を、生産、加工、流通、小売等といった需要者も含むフードチェーン全体で共有する)
  - ② 需要に応じた生産(需要者は現場で求められているものを生産者に伝え、それを適切に加工・流通・販売していく)
  - ③ 輸出促進(海外で求められる品質・規格や輸入規制に対応したものを生産し、販売者は生産情報を正しく伝達するなど、生産から販売まで一体となって海外でプロモーションをする)
  - ④ 持続可能な農業・食品産業(持続可能な生産にはコストがかかることを販売側で正しく伝達する)
- 我が国においても、団体間の連携を推進するとともに、垂直的な取組を行う仕組みの可能性についての検討が必要。



現行基本法制定後の約20年間に於ける情勢の変化

- **国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化**
  - ・ 世界人口：約80億人(1999年)→80億人を突破(2022年)
  - ・ 異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、穀物価格の高騰
- **食料・農業をめぐる国際的な議論の進展**
  - ・ 食料安全保障に関する国際的な議論：
    - 「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能」(FAO食料サミットにおける定義)
  - ・ SDGs(持続可能な開発目標)(2015年)等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展

- **国際的な経済力の変化と我が国の経済的地位の低下**
  - ・ 我が国GDP：世界2位(1999年)→世界3位(2020年)  
1人当たりGDP：世界9位(1999年)→世界13位(2020年)
  - ・ 輸入国としての影響力の低下：
    - 紳輸入額1位 1998年日本(40%)→2021年中国(29%)
  - ・ 経済的理由による食品アクセスの問題(低所得者層の増加)
  - ・ 価格形成機能の問題(20年以上にわたるデフレ下で安売りの常態化、サブプライチエーン全体を通じて食品価格を上げることを敬遠する意図)

- **我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小**
  - ・ 我が国人口：2008年をピークに減少、高齢化率29%(2020年)
  - ・ 食料を届ける力の減退(2024年問題、トラックドライバー不足、スーパー等の閉店による買い物困難者等の増加)
  - ・ 国内の食市場の縮小
  - ・ 国際的な食市場の拡大、我が国農林水産物・食品の輸出の拡大(3,402億円(2003年)→1兆4,148億円(2022年))

- **農業者の減少と生産性を高める技術革新**
  - ・ 基幹的農業従事者：
    - ・ 240万人(2000年)→123万人(2022年)
    - ・ 60歳未満層が約2割(約25万人)(2022年)
  - ・ 農業法人を中心とした大規模な農業経営の増加
  - ・ スマート農業・農業DXによる生産性向上

- **農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退**
  - ・ 都市に先駆けた人口減少・過疎化の進展
  - ・ 集落機能を維持できない9戸以下の集落の増加

今後20年を見据えた中期される課題

- **平時における食料安全保障**
  - ・ 気候変動等による食料生産の不安定化(輸入リスク)
  - ・ 質・量の十分な食料を確保できない国民の増加
- **国内市場の一層の縮小**
  - ・ 縮小する国内市場向け投資の減少
- **持続性に欠ける国際ルールの強化**
  - ・ 環境・人権に配慮しない食品の市場からの排除
- **農業従事者の急速な減少**
  - ・ 少数の経営体で食料生産を行う必要
  - ・ 雇用労働力は全産業で取り合い
- **農村人口の減少による集落機能の一層の低下**
  - ・ 自然減による農村人口の急減
  - ・ 集落の共同活動による末端インフラ管理の困難化

今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策を見直し

基本理念

(1) **国民一人一人の食料安全保障の確立**  
国民の視点に立つて、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたって入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

- ① **食料の安定供給のための総合的な取組**  
国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視
- ② **全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善**  
買い物困難者等の解消に向けて地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支えるフードバンク等の活動への支援等
- ③ **海外市場も視野に入れた産業への転換**  
農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換
- ④ **適正な価格形成に向けた仕組みの構築**  
消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を實現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築

(2) **環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換**  
食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスイタの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、食料を安定的に供給できるような環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。

(3) **食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保**  
離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を實現する。

(4) **農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保**  
都市から農村への移住、関係人口の増加により、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

2 食料に関する基本的施策

- 食料安全保障の定盤を風直し、国民一人一人に食料を届け  
るための食料システムを構築
- 食品アクセス
  - ・幹線物流の効率化やラストワンマイル物流による届ける力の強化、フードバンクや子ども食堂等の活動支援 等
- 適正な価格形成
  - ・適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築、消費者や事業者等の理解醸成 等
- 食品産業の持続的な発展
  - ・原料調達、多角化、国産原料の利用促進等による持続性配慮、輸出拡大、事業継承の円滑化による食品産業の持続的な発展 等
- パリユージュアメントの創出、新たな需要の開拓
  - ・ハイテク/ITやデジタル技術等の活用による新需要の開拓 等
- 食料消費施策・食品安全
  - ・リスク分析等を踏まえた食品安全施策、食品表示の見直し、食育の推進 等
- 輸出施策
  - ・輸出産地の形成等による供給力向上、品目団体や海外拠点の活用による市場開拓、規格・基準の国際的なルールとの整合性 等
- 輸入施策
  - ・安定輸入のための輸入先国への投資拡大、輸入先国との政府間・民間事業者間の枠組み作り、海外の情報収集 等
- 備蓄施策
  - ・民間在庫や海外での保管等を総合的に考慮した備蓄
- 世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力の推進

4 農村に関する基本的施策

- 農村人口が減少する中で集落による農業を downstairs する機能を  
集約的に維持
- 末端の農業インフラの安全管理
  - ・共同活動への非農業者の参画促進、開水路の管路化やIT導入等による作業の省力化・効率化 等
- 農村におけるビジネスの創出
  - ・農山漁村発イノベーションの推進、移住・定住の促進、情報基盤整備 等
- 都市と農村の交流、農的関係人口の増加
  - ・二地域居住や農泊の推進による関係人口の増加、農村RMOの育成 等
- 多様な人材の活用による農村の機能の確保
  - ・農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う、集落内外の非農業者やNPO法人等の集落活動への参画、集落外からの新規参入による農地利用や集落活動への参画 等
- 中山間地域における農業の継続
  - ・中山間地域等直接支払の引き続きの推進、営農を継続できない農地は、開放的管理や林地化 等
- 鳥獣被害の防止
  - ・人材育成、新技術の活用、ジビエ活用 等

3 農業に関する基本的施策

- 今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置付け
  - ・就農する農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体を育成・確保し、農業従事者が減少する中で食料を安定的に供給
- 個人経営の経営発展の支援
  - ・第三者も含めた円滑な継承による個人経営の経営発展 等
- 農業法人の経営基盤の強化等
  - ・法人の経営管理能力の向上により、離農の受け皿となる法人の持続的な経営を支援 等
- 多様な農業人材の位置付け
  - ・地域の話し合いを基に、就農する経営の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体への農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う
- 農地の確保及び適正・有効利用
  - ・農地の集積・集約化 等
- 需要に応じた生産
  - ・小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物、米粉用米等の生産の拡大、水田の畑地化・汎用化 等
- 農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化
  - ・施設の集約・再編、省エネ化、IT活用等の推進、土地改良区の運営基盤の強化 等
- 人材の育成・確保
  - ・雇用労働力の確保のための労働環境の整備、スマート農業や環境負荷低減に対応するための教育の充実 等
- スマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDXによる生産性の向上
  - ・スマート農業技術の開発・普及、農業支援サービス事業者の育成・活用 等
- 農海運携の推進、女性の参画促進
  - ・知的財産の保護・活用の推進
- 6I等を活用したブランド化、専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力の強化、育成者  
権管理機関の設立及び取組推進 等
- 経営安定対策の充実
  - ・収入保険等のセーフティネットの普及・利用促進 等
- 災害や気候変動への対応強化
  - ・技術や品種の開発・普及による適応策の充実、防災・減災対策 等
- 生産資材の国産化の推進等
  - ・堆肥や下水汚泥資源の利用拡大、肥料価格急騰時の影響緩和対策 等
- 動植物防疫対策の強化
  - ・水際対策の推進、飼養衛生管理や総合防除の徹底 等

5 環境に関する基本的施策

- 環境負荷低減を行う農業を主流化することによって、  
生態系サービスを最大限に発揮する
- みどりの食料システム法に基づいた取組を基本とし  
つつ、フードチェーン全体で環境と調和のとれた食  
料システムの確立を進める
- 持続可能な農業の主流化
  - ・各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする
  - ・有機農業の拡大、温室効果ガス排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進 等
- 食料供給以外での持続可能性
  - ・農地の林地化、国産バイオマス原料に関する取組、再エネによる発電・熱利用の推進 等
- 持続可能な食品産業
  - ・環境や人権に配慮した原材料調達、食品ロス削減、納品期限等の慣習の見直し 等
- 消費者の環境や持続可能性への理解醸成
  - ・生産者の努力や工夫の見え方の見える化、行動変容の促進 等

6 基本計画・食料自給率

- 平時からの食料安全保障を裏現する計画に見直し。
- 現状の把握、課題の明確化、具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定。
- 食料自給率は、国内生産と消費に  
関する目標の一つとし、それに加え新しい基本計画で整理される課題に  
適した数値目標等を設定。

7 不測時の食料安全保障

- 不測時に関係省庁が連携して対応  
できるよう、政府全体の意思決定  
を行う体制の在り方を検討する。
- 不測時の食料の確保・配分に必要  
な制約を伴う義務的措置やそれに  
関連する財政的措置等の必要性  
について検討する。

# 議案資料

議案1	令和4年度 事業報告及び収支決算について	…P	1
議案2	令和5年度 事業計画及び収支予算について	…P	11
議案3	令和5年度 水田収益力強化ビジョンについて	…P	15

令和4年度 事業報告及び収支決算について

1 令和4年度 事業報告

米価の安定に向けた米の需給調整をはじめ、需要に応じた米・麦・大豆等の生産や令和5年産主食用米の生産基準数量の設定及び地域協議会への配分、石川県水田収益力強化ビジョンの策定、令和5年産米の地域協議会間調整等、経営所得安定対策円滑化事業を実施した。また、国が令和3年度補正予算で措置した、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業を実施した。

①総会の開催

(委員19名)

開催月日	内 容	場 所	委員出席状況 (委任状出席含む)
令和4年 5月25日	<p>第1回 通常総会</p> <p>&lt;議案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和3年度 事業報告及び収支決算</li> <li>○令和4年度 事業計画及び収支予算</li> <li>○令和4年度 水田収益力強化ビジョン</li> </ul> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水田リノベーション事業等の取り組み状況</li> </ul>	農業会館	19名
令和4年 12月12日	<p>第2回 通常総会</p> <p>&lt;議案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和5年産の需要に応じた米等の生産</li> <li>○令和5年産 主食用米の生産基準数量の設定及び地域協議会への配分</li> <li>○令和5年産 主食用米の地域協議会間調整の実施</li> <li>○令和5年度 石川県水田フル活用の基本的な考え方</li> <li>○令和4年度 収支予算の変更</li> </ul> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○みどり戦略への対応</li> </ul>	農業会館	19名
令和5年 3月24日	<p>第3回 通常総会</p> <p>&lt;議案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和5年度産地交付金の配分</li> </ul> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和5年産米の地域協議会間調整の実施結果</li> <li>○畑地化支援の制度の概要</li> </ul>	地場産業振興センター	19名

## ②米政策部会の開催

開催月日	会議名及び主な内容	開催方法	出席者
令和4年 11月28日	○米政策部会  <情勢報告> ・米穀をめぐる情勢  <検討事項> ・令和5年産の米等の生産に関する考え方 ・令和5年産地域協議会間調整の考え方	オンライン (zoom)	市町、JA、 北陸農政局、 農林総合事務所

## ③地域協議会間調整の推進

### 令和5年産生産基準数量の地域協議会間調整

開催月日	会議名及び主な内容
令和4年 12月12日 ～14日	○令和5年産 第1回 地域協議会間調整意向確認  県協議会から地域協議会に対し、生産基準数量の拡大または縮小希望調査を実施
令和4年 12月15日	○令和5年産 第1回 地域協議会間調整会議  地域協議会の意向結果を踏まえ、調整ルールに基づき実施
令和5年 1月23日 ～2月24日	○令和5年産 第2回 地域協議会間調整意向確認  県協議会から地域協議会に対し、生産基準数量の拡大または縮小希望調査を実施
令和5年 2月28日	○令和5年産 第2回 地域協議会間調整会議  地域協議会の意向結果を踏まえ、調整ルールに基づき調整を実施

#### ④担当者会議の開催等

##### (ア)地域協議会との意見交換等(計3回)

開催月日	会議名及び主な内容	開催方法	対象
令和4年 11月1日 ～11月11日	○地域農業活性化協議会担当者会議(第1回) ・生産基準数量の設定・配分方法、地域協議会間調整の方法、環境保全型農業の推進等について意見交換 11/1 羽咋市、宝達志水町、志賀町、中能登町、七尾市 11/7 加賀市、小松市、能美市、川北町 11/10 野々市市、白山市 11/10 金沢市、河北郡市 11/11 穴水町、輪島市、能登町、珠洲市 ※上記の他、個別に指導・助言を実施	オンライン (zoom)	市町、JA、 認定方針作成者、 北陸農政局、 農林総合事務所
令和4年 12月15日	○地域農業活性化協議会担当者会議(第2回) ・令和5年産の米等の生産に関する基本方針、令和5年産米の生産基準数量の配分、令和5年産米の地域協議会間調整の実施について説明	オンライン (zoom)	市町、JA、 北陸農政局、 農林総合事務所
令和5年 3月29日	○地域農業活性化協議会担当者会議(第3回) ・令和5年度産地交付金の配分、令和5年産米の地域協議会間調整の結果、畑地化支援の制度の概要について説明	オンライン (zoom)	市町、JA、 北陸農政局、 農林総合事務所

##### (イ)その他

	会議名及び主な内容	対象
令和4年 12月	○チラシによる農家等への情報提供 ・需要に応じた米生産の取組にかかるチラシを配布	全協議会 (発行部数 1万6千部)
令和5年 3月	○パンフレットによる農家等への情報提供 ・経営所得安定対策推進にかかるパンフレットを配布	全協議会 (発行部数 1,750部)

### ⑤補助金の交付等

	主な内容	対 象
令和4年	○新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の補助金交付 ＜内訳＞ <ul style="list-style-type: none"><li>・農家が行う直播栽培や団地化といった低コスト生産等の取組の実施面積に応じて支払う経費</li><li>・地域協議会の事務手続き等に係る経費</li></ul>	地域協議会数：12 対象農家数：759 ※農家への支払いは地域協議会が実施

## 2 令和4年度 収支決算

### (1) 収支計算書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位:円)

科目	予算	決算	差異
I. 事業活動収入の部			
事業活動収入			
①経営所得安定対策円滑化事業(A)	26,939,950	26,939,950	0
②水田リノベーション事業(A)	570,771,000	548,356,585	22,414,415
事業活動収入計(A)	597,710,950	575,296,535	22,414,415
II. 事業活動支出の部			
事業活動支出			
①経営所得安定対策円滑化事業(B)	26,939,950	26,939,950	0
②水田リノベーション事業(B)	570,771,000	548,356,585	22,414,415
国返還金支出			
①経営所得安定対策円滑化事業(B)	0	0	0
②水田リノベーション事業(B)	79	79	0
事業活動支出計(B)	597,711,029	575,296,614	22,414,415
事業活動収支差額(C) = (A) - (B)	△ 79	△ 79	0



## (2)貸借対照表

令和5年3月31日 現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産	500,658	531,491	△ 30,833
預金	500,658	531,491	△ 30,833
未収金	0	0	0
資産合計	500,658	531,491	△ 30,833
II. 負債の部			
1. 流動負債	500,658	531,491	△ 30,833
未払金	500,658	531,491	△ 30,833
負債合計	500,658	531,491	△ 30,833
III. 純資産の部			
1. 資本金	0	0	0
負債及び純資産合計	500,658	531,491	△ 30,833

### (3)財産目録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
預金 経営所得安定対策円滑化事業	500,658		
流動資産合計		500,658	
資産合計			500,658
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金 経営所得安定対策円滑化事業	500,658		
流動負債合計		500,658	
負債合計			500,658
III. 純資産の部			
1. 資本金 経営所得安定対策円滑化事業	0		
資本金合計		0	
負債及び純資産合計			500,658

## 財務諸表の注記

1. 補助金等の内訳並びに当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
経営所得安定対策円滑化事業	国(県)	531,412	26,939,950	26,970,704	500,658
水田リノベーション事業	国(県)	79	548,356,585	548,356,664	0
合計		531,491	575,296,535	575,327,368	500,658

## 監事の意見書

石川県農業活性化協議会規約第28条に基づき、令和4年度 事業報告及び収支決算等について監査したところ、その内容は適正なものと認めます。

### 記

1. 決算監査日 令和5年5月24日
2. 監査場所 JA石川県中央会  
金沢市古府1丁目220番地

石川県農業活性化協議会

監事 林 慎吾 

監事 宮田吉弘 



令和5年度 事業計画及び収支予算について

1 令和5年度 事業計画

「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づき進められる食料の安定供給、農業の持続的な発展、農村の振興等の政策を踏まえ、経営所得安定対策の推進による農業経営基盤の強化を図るとともに、米の需給調整や需要に応じた米等の生産による農家所得の向上など本県農業の振興に資するため、経営所得安定対策円滑化事業を実施する。また、国が令和4年度補正予算、令和5年度予算で措置した、畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等支援事業（旧リノベ事業）を実施する。

① 総会の開催

開催月日	内 容	備 考
令和5年 6月2日	<p>第1回 通常総会</p> <p>&lt;議案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年度 事業報告及び収支決算</li> <li>○令和5年度 事業計画及び収支予算</li> <li>○令和5年度 水田収益力強化ビジョン</li> </ul> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水田園芸の推進（石川県）</li> <li>○畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業（旧リノベ事業）の採択状況</li> </ul>	
令和5年 12月中旬	<p>第2回 通常総会</p> <p>&lt;議案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和6年産の需要に応じた米等の生産</li> <li>○令和6年産 主食用米の生産基準数量の設定及び地域協議会への配分</li> <li>○令和6年産 主食用米の地域協議会間調整の実施</li> <li>○令和6年度 石川県水田フル活用の基本的な考え方</li> </ul>	
令和6年 3月下旬	<p>第3回 通常総会</p> <p>&lt;議案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和6年度 産地交付金の配分</li> </ul> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和6年産米の地域協議会間調整の実施結果</li> <li>○畑作物産地形成促進事業等の取り組み状況</li> </ul>	

## ②米政策部会の開催

開催月日	会議名及び主な内容	場 所	対象
令和5年 11月	○米政策部会 ・制度運営のとりまとめ ・令和6年産米の生産基準数量等の設定と地域別配分の考え方 ・具体的な仕組み・手続き	未定	市町、JA (地域協議会)

## ③地域協議会間調整の推進

### 令和6年産 生産基準数量の地域協議会間調整

開催月日	会議名及び主な内容
令和5年 12月	○令和6年産 第1回 地域協議会間調整意向確認  ○地域協議会間調整会議での調整
令和6年 2月	○令和6年産 第2回 地域協議会間調整意向確
令和6年 3月	○地域協議会間調整会議での調整

#### ④担当国会議の開催等

##### 地域協議会との意見交換等

開催月日	会議名及び主な内容	場 所	対 象
令和5年 6～11月	○地域協議会・農業経営体等との意見交換会 ・制度運営の検討	未定	市町、JA、 認定方針作成者 (地域協議会) 農業経営体
令和5年 12月中旬	○地域農業活性化協議会担当者会議(第1回) ・令和6年産米の生産基準数量等の設定と 地域別配分 ・令和6年度 石川県水田フル活用の基本的な 考え方	未定	市町、JA、 農業共済組合、 北陸農政局、 農林総合事務所
令和6年 2月	○地域協議会との意見交換会 ・産地交付金の活用	未定	市町、JA (地域協議会)
令和6年 3月上旬	○地域農業活性化協議会担当者会議(第2回) ・令和6年度 水田収益力強化ビジョンの策定 ・令和6年度 産地交付金の配分 ・産地交付金の活用計画に関する指導	未定	市町、JA、 農業共済組合、 北陸農政局、 農林総合事務所

※上記の他、地域協議会の要請等に基づき、必要に応じて指導・助言を行う

#### ⑤補助金の交付等

	主な内容	対 象
令和5年	○畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等支援事業(旧リノベ事業)の補助金交付 <内訳> ・地域協議会の事務手続き等に係る経費 ・農業者が行う低コスト生産等の取組の実施面積に応じて支払う経費	地域協議会



## 2. 令和5年度 収支予算

(単位:円)

科目	本年度予算	前年度予算	増減
<b>I. 事業活動収入の部</b>			
<b>事業活動収入</b>			
①経営所得安定対策円滑化事業	3,891,000	26,939,950	△ 23,048,950
②畑作物産地形成促進事業	418,454,000	570,771,000	△ 152,317,000
③コメ新市場開拓等支援事業	50,967,000	0	50,967,000
事業活動収入計(A)	473,312,000	597,710,950	△ 124,398,950
<b>II. 事業活動支出の部</b>			
<b>事業活動支出</b>			
①経営所得安定対策円滑化事業	3,891,000	26,939,950	△ 23,048,950
②畑作物産地形成促進事業	418,454,000	570,771,000	△ 152,317,000
③コメ新市場開拓等支援事業	50,967,000	0	50,967,000
<b>国返還金支出</b>			
①経営所得安定対策円滑化事業	0	0	0
②水田リノベーション事業	0	79	△ 79
事業活動支出計(B)	473,312,000	597,711,029	△ 124,399,029
事業活動収支差額(C) = (A) - (B)	0	△ 79	79

### ①経営所得安定対策円滑化事業

収入		支出	
R5県交付額	3,891,000	謝金	374,000
		旅費	60,000
		需用費	20,000
		消耗品費	200,000
		会議費	30,000
		賃金(派遣費)	3,150,000
		協議会運営費	57,000
合計	3,891,000	合計	3,891,000

### ②畑作物産地形成促進事業

収入		支出	
事業費	416,264,000	事業費	416,264,000
推進事務費	2,190,000	推進事務費	2,190,000
合計	418,454,000	合計	418,454,000

### ③コメ新市場開拓等支援事業

収入		支出	
事業費	50,234,000	事業費	50,234,000
推進事務費	733,000	推進事務費	733,000
合計	50,967,000	合計	50,967,000

## 令和5年度石川県水田収益力強化ビジョン（案）

## 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県における水稻作は、農業産出額の5割、耕地面積の6割を占めており、本県農業の基幹作物となっている。

また、本県の水田転作については、南加賀・石川・中能登地域では麦・大豆、河北・中能登地域では飼料用米など非主食用米の作付が定着してきている。このうち麦・大豆については、収量や品質の向上、また飼料用米については、国の助成措置が最大限活用できる品種の選定と種子確保が課題となっている。

一方、奥能登地域では、担い手の高齢化が進行し、農家戸数の減少とともに、耕作放棄地が増加するなど、農業生産のみならず、農業・農村が担う多面的機能の低下も懸念されている。

全国における主食用米の生産等の状況について、人口減少等により、主食用米の国内需要の減少が続く中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（コロナ禍）による消費減退を受け、3年産（約6.3万ha）、4年産（約5.2万ha）と2年連続で大幅な作付転換が行われた。これにより民間在庫量は適正水準に向かう見通しとなったことで米価は上昇に転じたが、さらなる需要減への懸念からコロナ前水準までは回復していない。

これらの状況を踏まえ、本県では引き続き、米価回復に向け主食用米の需給調整により過剰作付を抑制するとともに、農家所得の確保に向け国の支援を最大限活用し、県・生産者団体・市町が一体となり水田のフル活用を進め、水田農業の収益最大化と農業生産力の維持強化を図ることが必要である。

## 2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

土地利用型作物で、市場から要望の高い白ねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、たまねぎの4品目のほか、従来から地域特産物として市町や地域が産地化を図ってきた品目を「産地戦略作物」と位置づけ、県、市町、JA等関係団体が一体となった、きめ細やかな伴走支援により、産地の取組みを支援する。

また、①選ばれる産地づくり②担い手育成と産地拡大③広域産地体制の構築の3点を施策の柱として、園芸産地の活性化に取り組む。

## 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

実需者からのニーズが高い麦・大豆及び収益性の高い産地戦略作物の作付拡大と産地育成を進めるとともに、農家所得の最大化を図るため、可能な限り水田の高度利用を促進する。このため、水稻作付後でも畑作物の作付けが可能な排水性の良い地域においては、麦・大豆と水稻によるプロッ

クローテーションを推進する。一方、排水性が悪く、収量が確保できない地域においては、担い手の意向や土地利用の計画等を考慮した上で、排水性向上のため畑地化を推進するなど、地域の実情に応じた作付転換を図る。

また、地域活性化協議会による作付確認に併せ、ほ場の状態を点検・確認し、水田台帳を整備する。

#### 4 作物ごとの取組方針等

##### 【基本方針】

- (1) 主食用米の生産については、需給環境の安定に配慮しつつ、需要に応じた生産を基本に、良質米生産県として消費者・実需者に選ばれる米づくりを行う。
- (2) 実需者からのニーズが高い麦・大豆及び収益性の高い産地戦略作物の作付拡大と産地育成を進めるとともに、水田の高度利用を促進することにより、農家の所得確保を図る。
- (3) 麦・大豆や産地戦略作物の作付が困難な地域においては、飼料用米のほか、輸出用米、備蓄米、加工用米並びに米粉用米を需要に応じて生産し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を解消する。
- (4) 持続可能な農業生産に向けて、環境負荷の低減を図りながら、スマート農業技術の導入など、生産性の向上を目指す。

##### ① 主食用米

「うまい・きれい石川米づくり＋1運動」の展開を通じて、品質の向上に努め、良質米産地として石川米ブランドを確立するとともに、省力・低コスト技術等の導入により収益性向上を図る。

このため、適切な水管理や施肥など生産技術対策の着実な実施を基本に、地域の実情に応じたきめ細かな取組を進め、実需者に選ばれる良質米産地として、品質・食味の高位安定化を図る。

##### ② 麦・大豆

水田の高度利用により、所得の向上を図る観点から、本県の転作における土地利用型基幹作物として位置づけ、水稲との輪作体系を構築するとともに、共同利用施設の整備等を通じて、実需者に対する安定供給を行ってきた。

今後とも、担い手への集積、作付の団地化を推進し、生産の拡大を図る。

また、収量の増大・安定化を推進するため、排水対策や土づくりの取組を強化する。

##### ③ 高収益作物（園芸作物等）

水田を活用した園芸作物等の産地を育成するため、産地戦略作物について、県、市町、JA等関係団体が一体となって重点的に生産の拡大を図る。

また、今後さらに需要増が見込まれる加工・業務用野菜の生産を振興する。

#### ④ 非主食用米

麦・大豆などの畑作物等の作付が困難な湿田地域においても取組が可能であり、現有の機械設備が活用できることから、品目毎の需要に応じて最大限に作付を推進し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を解消する。

##### ア 飼料用米

今後とも主食用米の需要減少が見込まれる中、飼料用米は国からの交付金を含めて安定的な手取りが見込めることから、需要に応じた導入を推進する。

導入にあたっては、主食用米の品種及び多収品種での取組を推進し、耕種農家と畜産農家など実需者との連携を図る体制を整備していく。

##### イ 輸出用米

輸出用米については、海外の需要の把握に努めるとともに、他の非主食用米並の所得水準維持を前提に販路を確保し、生産に取り組む。

##### ウ 備蓄米

備蓄米は、国の運用改善が図られ、令和元年産の落札実績が令和2～令和5年産の県別優先枠として固定され、産地として継続的に取り組めるインセンティブが与えられており、県産米の固定需要に配慮しつつ、農家所得の確保のために最大限取り組む。

##### エ 加工用米・米粉用米・WCS用稲

加工用米は、事前契約等により出来秋の価格に左右されず、経営の安定に繋がることから需要に応じた生産に取り組む。

米粉用米は、全国的にはグルテンフリーの特徴を活かした商品開発が進み需要が増えてきている。今後も消費拡大の状況を踏まえ作付を推進する。

WCS用稲は、石川・奥能登地域など県内の一部で取組が見られており、購入飼料の価格が高騰している中で、今後も引き続き耕種農家の収益確保と畜産農家の生産コスト低減に向け、耕種農家と畜産農家との連携を図るとともに作付を推進する。

#### ⑤ そば

中山間地や、地力の低い地域など麦・大豆等の作付けが困難な地域において、作付を推進する。

また、生産者の所得増大を図るため、他の作物と組み合わせた二毛作を推進する。

#### ⑥ 地力増進作物

麦・大豆や高収益作物、水稻の収量確保のため、それらの作付の前後における地力増進作物の導入を推進する。

作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等 (水田)	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	20,965		20,850	
備蓄米	1,268		1,096	
飼料用米	1,674		1,609	
米粉用米	372		328	
新市場開拓用米	45		48	
WCS用稲	108		121	
加工用米	365	126	498	133
麦	1,356	335	1,451	359
・大麦	1,296	335	1,416	359
・小麦	60		53	
大豆	1,295	356	1,347	370
飼料作物	37	11	33	13
・子実用とうもろこし				
そば	278	160	328	166
なたね				
地力増進作物	7	0	21	14
産地戦略作物	434	113	478	117
ねぎ	46	0	52	
かぼちゃ	105	6	122	8
ブロッコリー	171	102	183	103
たまねぎ	14	0	17	0
知事特認作物	98	5	104	6
・野菜	49	2	59	4
・雑穀	21	3	16	3
・その他	27		28	
高収益作物	461		478	
・野菜	368		376	
・花き・花木	32		36	
・果樹	61		64	
・地域で設定した高収益作物	1		1	
地域振興作物等 ※産地戦略作物を除く	25		23	
・雑穀	1		1	
・景観形成	20		19	
・その他	4		4	
合計	28,694	1,101	28,708	1,171

※地域協議会の報告面積から算出

# 参考資料

参考1 各種事業の概要について

…P 1

## 各種事業の概要

### ①経営所得安定対策円滑化事業

経営所得安定対策等の推進における県協議会運営にかかる事務費等

【令和4年度 収支決算】

(単位：円)

収 入		支 出	
R 4 県交付額	26,939,950	謝金	341,000
		旅費	43,720
		需要費	13,944
		消耗品費	186,276
		会議費	36,300
		賃金(派遣費)	3,030,060
		協議会運営費	315,700
		推進活動費	22,972,950
合計	26,939,950	合計	26,939,950
		差引次年度繰越金	0

(未払金内訳)

(単位：円)

摘 要	金 額	精 算 日
賃金	245,960	令和5年4月27日
消耗品費	58,644	//
需要費	3,554	//
協議会運営費	192,500	//
合 計	500,658	

### ②新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

輸出等の新市場開拓を図るため、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等の取組に対する交付金

【令和4年度 収支決算】

(単位：円)

収 入		支 出	
事業費	548,356,585	事業費	548,356,585
前期繰越収支差額	79	国返還金	79
合 計	548,356,664	合 計	548,356,664

# 報告事項資料

報告1	水田園芸の推進について(石川県)	…P	1
報告2	畑作物産地形成促進事業等の取り組み状況について	…P	3



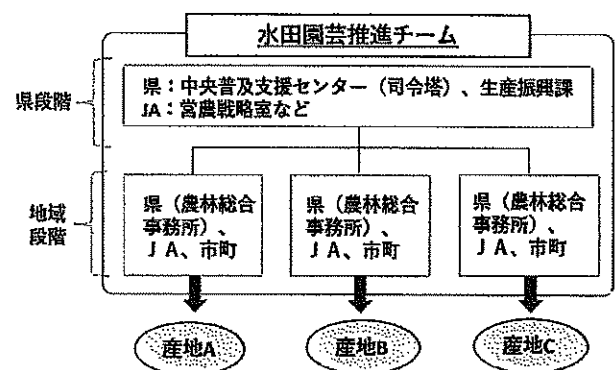
## 水田園芸の推進について(石川県)

- 主食用米の需要減少が今後も継続すると見込まれる中、水稻農家の所得確保に向け、麦・大豆に加え、野菜などの高収益作物の栽培への転換を進めていくことが重要
- これまで大麦と大豆を中心に水田転作を進めてきたが、取組面積は伸び悩む一方、野菜については、栽培経験がないこと等から躊躇している状況
- 財政支援ときめ細かな伴走支援により、農家の不安払拭を図りながら、水田園芸の定着を着実に促進

### 【R5事業の内容】 (R5予算額 22,000千円)

#### ○産地づくりに向けた支援 (6,500千円)

- ・販売額3千万円UPを目指す「水田園芸産地づくりプラン」の策定支援 (500千円/産地)
- ・水田園芸推進チームによるきめ細かな伴走支援



#### ○農家への新規参入・規模拡大支援 (15,500千円)

	1年目	2年目	3年目	4年目～
・新規参入する農家 (水田園芸チャレンジ支援)	栽培に要する経費をノウハウ習得に必要な3年間集中的に支援 補助率1/2以内 年最大150千円/10a × 3年間			水田園芸の定着
・規模拡大する農家 (水田園芸拡大支援)	国の都道府県連携型助成を活用し、作付拡大面積に応じて支援 定額10千円/10a (うち国1/2)			

#### <将来の目標>

重点4品目等の園芸品目の拠点産地 (販売額3千万円以上) R3: 10産地 → R15: 30産地  
水田での園芸品目の産出額 R3: 10億円 → R15: 40億円



## 畑作物産地形成促進事業、 コメ新市場開拓等促進事業（旧リノベ事業）の採択状況について

### 〈主旨〉

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、対象作物の低コスト生産等に取り組む生産者を支援

### 〈支援内容〉

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入（や畑作物の導入・定着に向けた取組）を行う場合に、取組面積に応じて支援

	対象作物	助成単価
畑作物産地形成促進事業	麦、大豆、高収益作物（加工・業務用）、子実用とうもろこし	4万円/10a（前年同額）
コメ新市場開拓等促進事業	新市場開拓用米	4万円/10a（前年同額）
	加工用米	3万円/10a（前年同額）
	米粉用米（パン・めん用の専用品種）	9万円/10a

※対象作物ごとに指定された取組を3つ以上実施

※水活交付金との重複不可（加工用米、米粉用米、麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））

※産地交付金の取組に応じた配分との重複不可（新市場開拓用米）

### 〈R5 要望内容〉 国事業予算額 410 億円（▲20 億：R4 補正・R5 当初）

	対象作物	要望面積	採択面積・採択率
畑作物産地形成促進事業	麦（加工）	907.9ha	446.1ha・49%（545.1ha）
	大豆（加工）	795.3ha	583.1ha・73%（777.3ha）
	高収益作物（加工・業務）	12.0ha	12.0ha・100%（4.4ha）
	子実用とうもろこし	—	—
コメ新市場開拓等促進事業	新市場開拓用米	22.1ha	22.1ha・100%（21.3ha）
	加工用米	155.7ha	112.2ha・72%（94.9ha）
	米粉用米（専用品種）	9.1ha	9.1ha・100%（-）

※括弧内は R4 採択実績

### 〈R5 採択状況〉 採択額、採択率

畑作物産地形成：4.1 億、61%

コメ新市場開拓：0.5 億、80%

合 計：4.6 億、62%（R4：5.7 億、100%）

## 麦・大豆産地生産性向上事業及び産地生産基盤パワーアップ事業 (麦・大豆機械導入対策)の採択状況について

### 〈主旨〉

麦・大豆の需要を捉えた生産の推進により国産シェアを拡大するため、作付の団地化と営農技術の導入、農業支援サービスの活用等による産地の生産体制の強化・生産の効率化を支援

### 〈支援内容〉

#### (1) 麦・大豆生産技術向上事業

##### ○ 生産性向上の推進

団地化の推進等に必要な話し合い、ほ場の簡易な改修・点検、ほ場地図のデジタル化等に要する費用を実費で支援します。

〔支援の上限額は地域の作付面積に応じて異なります。  
50ha未満：100万円以内、50～150ha：200万円以内、150ha以上：300万円以内  
※ 北海道の場合の基準面積は2倍になります。〕

##### ○ 営農技術等の導入

生産性の向上に向けた技術や品種を導入する場合、その内容に応じて10,000円/10a以内で定額支援します。



##### ○ 機械・施設の導入

生産拡大に必要な機械・施設の導入を支援します。  
※ 補助率は1/2以内、5,000万円未満の機械・施設の導入が支援対象となります。

### 〈R5 要望内容〉 国事業予算額 144.5 億円 (R4 補正・R5 当初)

地区数	要望内容	要望額
9 地区 (8 地区)	(生産性向上の推進) ー	2.1 億円 (1.1 億円・100%)
	(営農技術等の導入) 麦 2 地区、大豆 1 地区 (麦 3 地区、大豆 2 地区・100%)	
	(機械・施設の導入) 麦 7 地区、大豆 3 地区 (麦 4 地区、大豆 4 地区・100%)	

※括弧内は R4 採択実績・採択率

### 〈R5 採択状況〉

全額採択